

【資料編】 1. 計画策定の経緯

○「愛する地球のために約束する草津市条例」とは

草津市では、市民、事業者、団体などと連携し、地球温暖化防止に向けた取組を進めるため、「愛する地球のために約束する草津市条例」を2007（平成19）年12月に制定し、翌年4月に施行しました。

その後、地球温暖化の急速な進行による、記録的な猛暑や豪雨災害などの影響が顕著に現れており、制定当初に比べて状況が大きく変化してきました。このことから2019（令和元）年度から検討を進め、翌年2020（令和2）年7月に、これまでの温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」に加え、気候変動の影響に備える「適応策」の考え方も含めた条例に改正しました。

○条例の目的

市役所、市民、事業者、団体等および草津市に訪れた人の役割を明らかにし、それぞれが地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するために自主的にまた協働して取り組むことを目的としています。

○それぞれの役割

＜市民、事業者、団体等※＞ ※団体等とは、学校、町内会、グループなどです。

- 1.地球温暖化を防ぐとともに、気候の変動に適応するために自ら進んでできることを見つけて取り組みを行い、協定を締結しましょう。
- 2.締結された協定内容に協力しましょう。

＜訪れた人＞

- 1.締結された協定内容に協力しましょう。

＜市役所（市）＞

- 1.協定の締結および協定への協力の推進を図ります。
- 2.市の事務事業における地球温暖化防止のための必要な措置を講じます。
- 3.締結された協定内容に協力します。

【資料編Ⅰ】①愛する地球のために約束する草津市条例

○「愛する地球のために約束する協定」とは

「愛する地球のために約束する草津市条例」では、市民、事業者、団体等の方々と「愛する地球のために約束する協定」を市長と結んでいただき、みなさんと協力して地球温暖化防止を進めていきます。

市民、事業者、団体等の方々は、この条例にもとづき、自らあるいは協働して、できることから地球温暖化対策に取り組んでいただく「市民運動」の構築をめざし、様々な事業を推進しています。

○協定の内容

- ・ 温室効果ガスの排出削減
- ・ 温室効果ガスの吸収
- ・ 気候変動に適応するための取組
- ・ 地球温暖化の防止と気候変動への適応のための普及啓発等

○協定の目標、報告

協定には、目標を定めて取り組んでいただき、その結果を報告していただくようになっています。

○協定を結んでいただくと...

市は、市広報・市ホームページ・市の各種イベントにおいて、その取組をPRします。

また、特に優れた取組に対して表彰を行います。

草津市では、市民、事業者、団体等の方々と「愛する地球のために約束する協定」を結んでいただき、みなさんと協力して地球温暖化防止を進めていきます。

「愛する地球のために約束する協定」 現在の協定者数 **56** (2024年1月現在)

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

草津市は、事業者や団体との協定締結を推進しています！くわしくは、市のホームページにて「要する協定」で検索！

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

協定締結の流れ

1. 取組項目の決定 (取組の一側) 身近に出発することから始めましょう！
2. 「取組計画書(案)報告書」の提出 (取組の一端) 3月の提出(締め切り) ※取組進捗の報告 ※節水、節電利便などの工夫
3. 「協定証」を受け取る ※市から「協定証」が発行されると、事業所の取組内容を市のイベントやHPで紹介できます。 ※締結は取組実績を報告します。

詳しくは お問い合わせください！

草津市 温暖化対策室
TEL: 077-561-6581 E-mail: ondanaka@city.kusatsu.lg.jp

協定者紹介ポスター2023

○ 諮問

草温発第161号 令和6年2月7日

草津市環境審議会 会長 小林 圭介 様

草津市長 橋川 渉

草津市地球温暖化対策実行計画 —第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト—の策定について（諮問）

草津市地球温暖化対策実行計画—第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト—の策定について、草津市 環境基本条例第17条第1項の規定により、貴審議会に諮問いたします。

記

1 諮問理由

本市では、これまで、「草津市地球冷やしたいプロジェクト」を平成21年度から4年ごとに策定（改定）してきましたが、2050年カーボンニュートラルという国をあげての目標達成に向けて、地球温暖化対策に関する情勢は大きく変化しています。

今般、2050年カーボンニュートラル実現に向けた中間目標年度に向け、2030年度までの具体的な行動目標や施策、行程表を示した次期計画を策定するにあたり、貴審議会の御意見を賜りたく諮問するものであります。

○答申

草環審発第●●号 令和●年●月●日

草津市長 橋川 渉 様

草津市環境審議会 会長 小林 圭介

● ● ●

● ● ● ●

○草津市環境審議会 名簿（令和6年2月時点）

| 分野 | 役職 | 氏名 | 所属・団体名等 |
|-------|----|--------|----------------------|
| 学識経験者 | | 小林 圭介 | 滋賀県立大学 |
| | | 壽崎 かすみ | 龍谷大学 |
| | | 樋口 能士 | 立命館大学 |
| | | 山川 正信 | びわこリハビリテーション専門職大学 |
| | | 山田 淳 | 立命館大学 |
| | | 横田 岳人 | 龍谷大学 |
| 行政 | | 井上 忠之 | 渋谷小学校 |
| | | 中西 真帆 | 滋賀県南部環境事務所 |
| 産業代表 | | 岩本 重治 | (株)がんさん |
| | | 奥村 真知子 | レーク滋賀農業協同組合 草津地区統括本部 |
| | | 金澤 成子 | 大阪ガスネットワーク(株) 事業基盤部 |
| | | 北脇 芳和 | 志那漁業協同組合 |
| | | 横江 秀美 | (株)横江ファーム |
| 市民代表 | | 境野 和子 | 市民公募 |
| | | 鶴田 真理子 | 市民公募 |
| | | 中村 暁美 | 市民公募 |
| | | 原田 聖明 | 市民公募 |
| | | 松村 幸子 | ごみ問題を考える草津市民会議 |
| | | 森 毅 | 特定非営利活動法人 NPOびわ湖環境 |
| 地域 | | 丸林 浩二 | 笠縫東学区まちづくり協議会 |

○草津市環境審議会 名簿（令和6年6月時点）

| 分野 | 役職 | 氏名 | 所属・団体名等 |
|-------|-----|--------|---------------------------------|
| 学識経験者 | 会長 | 小林 圭介 | 滋賀県立大学 |
| | | 壽崎 かすみ | 龍谷大学 |
| | 副会長 | 樋口 能士 | 立命館大学 |
| | | 山川 正信 | びわこリハビリテーション専門職大学 |
| | | 山田 淳 | 立命館大学 |
| | | 横田 岳人 | 龍谷大学 |
| 行政 | | 井上 忠之 | 渋谷小学校 |
| | | 中西 真帆 | 滋賀県南部環境事務所 |
| 産業代表 | | 奥村 真知子 | レーク滋賀農業協同組合 草津地区統括本部 |
| | | 北脇 芳和 | 志那漁業協同組合 |
| | | 宮城 成和 | 環境文化総合研究所（湖南企業いきもの応援団推薦） |
| | | 村北 奈津 | 日東電工(株)滋賀事業所（草津商工会議所推薦） |
| | | 米田 吉克 | 大阪ガス(株)滋賀事業所（草津商工会議所推薦） |
| 市民代表 | | 磯部 実樹 | 笠縫東学区まちづくり協議会（草津市まちづくり協議会連合会推薦） |
| | | 岡 嘉得 | 市民公募 |
| | | 柿本 理乃 | 市民公募 |
| | | 中井 あずさ | 市民公募 |
| | | 松村 幸子 | ごみ問題を考える草津市民会議 |
| | | 向井 芳枝 | 市民公募 |
| | | 森 毅 | 特定非営利活動法人 NPOびわ湖環境 |

○草津市地球温暖化対策実行計画専門部会 名簿（令和6年2月時点）

専門部会委員（草津市環境審議会より）

| 分野 | 役職 | 氏名 | 所属・団体名等 |
|-------|------|--------|----------------------|
| 学識経験者 | 部会長 | 小林 圭介 | 滋賀県立大学名誉教授 |
| | 副部会長 | 樋口 能士 | 立命館大学教授 |
| | | 横田 岳人 | 龍谷大学准教授 |
| 行政 | | 中西 真帆 | 滋賀県南部環境事務所 |
| 産業代表 | | 金澤 成子 | 大阪ガスネットワーク株式会社 事業基盤部 |
| 市民代表 | | 鶴田 真理子 | 市民公募 |
| | | 森 毅 | 特定非営利活動法人 NPOびわ湖環境 |

関係者（草津市地球冷やしたい推進協議会より）

| 分野 | 役職 | 氏名 | 所属・団体名等 |
|----|----|-------|---------|
| - | | 本江 宗明 | 個人会員、幹事 |
| - | | 桂 賢 | 個人会員 |

○草津市地球温暖化対策実行計画専門部会 名簿（令和6年6月時点）

専門部会委員（草津市環境審議会より）

| 分野 | 役職 | 氏名 | 団体名等 |
|-------|------|--------|-------------------------|
| 学識経験者 | 部会長 | 小林 圭介 | 滋賀県立大学名誉教授 |
| | 副部会長 | 樋口 能士 | 立命館大学教授 |
| | | 横田 岳人 | 龍谷大学准教授 |
| 行政 | | 中西 真帆 | 滋賀県南部環境事務所 |
| 産業代表 | | 米田 吉克 | 大阪ガス(株)滋賀事業所（草津商工会議所推薦） |
| 市民代表 | | 中井 あずさ | 市民公募 |
| | | 森 毅 | 特定非営利活動法人 NPOびわ湖環境 |

関係者（草津市地球冷やしたい推進協議会より）

| 分野 | 役職 | 氏名 | 団体名等 |
|----|----|-------|------|
| - | | 本江 宗明 | 個人会員 |
| - | | 桂 賢 | 個人会員 |

○草津市地球冷やしたい推進協議会 幹事会 名簿

| 役職 | 氏名 | 団体名等 |
|-----|--------|----------------------|
| 会長 | 小林 圭介 | 学識経験者 |
| 副会長 | 本江 宗明 | 個人会員 |
| 幹事 | 山田 貴子 | NPO子どもネットワークセンター天気村 |
| 幹事 | 石山 利則 | NPOびわ湖環境 |
| 幹事 | 北村 衣江 | 大阪ガスネットワーク株式会社滋賀事業所 |
| 幹事 | 鈴木 和慶 | 株式会社メタルアート |
| 幹事 | 宮城 成和 | 環境文化総合研究所 |
| 幹事 | 奥野 八重子 | 草津市健康推進員連絡協議会 |
| 幹事 | 井上 忠之 | 草津市校長会 |
| 幹事 | 山本 悦子 | 草津市「小」エネルギー推進市民フォーラム |
| 幹事 | 松尾 無我 | 草津商工会議所 |

○草津市地球冷やしたい推進協議会 幹事会 名簿

| 役職 | 氏名 | 団体名等 |
|--------|-----------|----------------------------------|
| 幹事 | 田中 三男 | 草津市役所 |
| 幹事 | 杉江 太郎（予定） | 草津市まちづくり協議会連合会 |
| 幹事 | 中西 健太 | 公益財団法人 草津青年会議所 |
| 幹事 | 桂 賢 | （個人会員） |
| 幹事 | 鶴田 真理子 | （個人会員） |
| 幹事 | 木村 兼久 | ごみ問題を考える草津市民会議 |
| 幹事 | 奥野 美紀 | サンスター技研株式会社滋賀工場 |
| 幹事 | 森 由美 | 南笠東学区まちづくり協議会 |
| 監査 | 土佐 洋志 | NPO法人滋賀環境カウンセラー協会 |
| 監査 | 久保木 毅 | 郷インテックス株式会社 |
| オブザーバー | 参事 平田 雅史 | 滋賀県総合企画部CO ₂ ネットゼロ推進課 |
| オブザーバー | 事務局長 西村 武 | 滋賀県地球温暖化防止活動推進センター |

○草津市環境審議会開催状況

| 年月日 | 内容 |
|-----------------|--|
| 2024年 2月7日 | 令和5年度第2回 草津市環境審議会 ・次期草津市地球温暖化対策実行計画の策定について ・専門部会の設置および付議事項について |
| 2024年 7月1日 | 令和6年度第1回 草津市環境審議会 ・計画の目標、取組項目について |
| 2024年 10月25日 | 令和6年度第2回 草津市環境審議会 ・ |
| | |

○草津市地球温暖化対策実行計画(第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト) 専門部会開催状況

| 年月日 | 内容 |
|-----------------|---|
| 2024年 2月16日 | 第1回 草津市地球温暖化対策実行計画(第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト) 専門部会 ・部会長・副部会長の選任、スケジュールについて |
| 2024年 5月17日 | 第2回 草津市地球温暖化対策実行計画(第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト) 専門部会 ・計画の目標、取組項目について |
| 2024年 7月19日 | 第3回 草津市地球温暖化対策実行計画(第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト) 専門部会 ・重点アクションについて |
| 2024年 8月23日 | 第4回 草津市地球温暖化対策実行計画(第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト) 専門部会 ・次期計画の重点アクション案、地域脱炭素化促進事業について |
| 2024年 10月17日 | 第5回 草津市地球温暖化対策実行計画(第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト) 専門部会 ・ |

【資料編】 2.国内外の動向

国際的な動向①

| 年 | 気候変動枠組条約締約国会議 | | | 科学的な知見 (IPCC) | 国際交渉 (UNFCC) |
|------|---------------|------------------|------------------|-------------------|----------------------|
| | 番号 | 開催場所 | 主な議題 | | |
| 1990 | - | - | - | 第1次評価報告書 (FAR) | |
| 1991 | - | - | - | | |
| 1992 | - | - | - | | 国際環境開発会議 (地球サミット) |
| 1993 | - | - | - | | |
| 1994 | - | - | - | | 気候変動枠組条約発効 |
| 1995 | COP1 | ベルリン(ドイツ) | 気候変動枠組条約の実施 | 第2次評価報告書 (SAR) | |
| 1996 | COP2 | ジュネーブ(スイス) | ベルリンマンデートの進展 | | |
| 1997 | COP3 | 京都(日本) | 京都議定書の採択 | | 京都議定書 |
| 1998 | COP4 | ブエノスアイレス(アルゼンチン) | 行動計画の策定 | | |
| 1999 | COP5 | ボン(ドイツ) | 京都議定書の実施メカニズムの検討 | | |
| 2000 | COP6 | ハーグ(オランダ) | 京都議定書の具体的な実施策の議論 | | |
| 2001 | COP7 | マラケシュ(モロッコ) | マラケシュ合意の採択 | 第3次評価報告書 (TAR) | |
| 2002 | COP8 | ニューデリー(インド) | 開発途上国の適応策の議論 | | |
| 2003 | COP9 | ミラノ(イタリア) | 京都議定書の履行 | | |
| 2004 | COP10 | ブエノスアイレス(アルゼンチン) | 京都議定書の履行 | | |
| 2005 | COP11 | モントリオール(カナダ) | 京都議定書の発効後初会合 | | |
| 2006 | COP12 | ナイロビ(ケニア) | アフリカの気候変動への影響 | | |
| 2007 | COP13 | バリ(インドネシア) | バリロードマップの採択 | 第4次評価報告書 (AR4) | |

国際的な動向②

| 年 | 気候変動枠組条約締約国会議 | | | 科学的な知見 (IPCC) | 国際交渉 (UNFCC) |
|------|---------------|--------------------|-------------------------|-------------------|-----------------|
| | 番号 | 開催場所 | 主な議題 | | |
| 2008 | COP14 | ポズナン(ポーランド) | 中期的な目標と資金メカニズムの議論 | | |
| 2009 | COP15 | コペンハーゲン(デンマーク) | コペンハーゲン合意 | | |
| 2010 | COP16 | カンクン(メキシコ) | カンクン合意 | | カンクン合意 |
| 2011 | COP17 | ダーバン(南アフリカ) | ダーバンプラットフォーム | | |
| 2012 | COP18 | ドーハ(カタール) | 京都議定書第二約束期間 | | |
| 2013 | COP19 | ワルシャワ(ポーランド) | ワルシャワ国際メカニズム | 第5次評価報告書 (AR5) | |
| 2014 | COP20 | リマ(ペルー) | パリ協定の前提条件の議論 | | |
| 2015 | COP21 | パリ(フランス) | パリ協定の採択 | | パリ協定 |
| 2016 | COP22 | マラケシュ(モロッコ) | パリ協定の実施 | | |
| 2017 | COP23 | ボン(ドイツ) | フィジー主催、パリ協定の実施指針 | | |
| 2018 | COP24 | カトヴィツェ(ポーランド) | パリ協定実施ルール of 採択 | 1.5度特別報告書 | |
| 2019 | COP25 | マドリード(スペイン) | チリ主催、パリ協定実施の詳細ルール | | |
| 2020 | コロナ渦のため延期 | | | | |
| 2021 | COP26 | グラスゴー(イギリス) | パリ協定の実施と2020目標の評価 | 第6次評価報告書 (AR6) | パリ協定ルールブック完成 |
| 2022 | COP27 | シャルム・エル・シェイク(エジプト) | パリ協定の強化および適応策 | | |
| 2023 | COP28 | ドバイ(アラブ首長国連邦) | 化石燃料の段階的廃止と再生可能エネルギーの推進 | | |

日本では1998年の「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」制定以降、温暖化防止の取組を積極的に進めており、2020年には、内閣総理大臣所信表明で2050年までに脱炭素社会(温室効果ガス排出量と吸収量の均衡が保たれた社会)の実現をめざすことを宣言し、温対法の基本理念(法第2条の2)に「2050年までに脱炭素社会の実現」が盛り込まれました。

2021年には温対法の基本理念を踏まえて「地球温暖化対策実行計画」が改定され、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標が設定されました。

また、2023年には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)」及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(GX脱炭素電源法)」が制定され、GX(グリーントランスフォーメーション)の実現に向けた本格的な取組が進んでいます。

地球温暖化に対する日本の主な取組

| 年 | 地球温暖化に関する主な取組状況 |
|------|--|
| 1990 | 「地球温暖化防止行動計画」策定 |
| 1993 | 「環境基本法」制定 |
| 1998 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定 |
| 2002 | 「政府実行計画」策定 |
| 2005 | 「京都議定書目標達成計画」策定 |
| 2015 | 「日本の約束草案」を国連に提出 |
| 2016 | 「地球温暖化対策計画」策定 |
| 2018 | 「気候変動適応法」制定、「気候変動適応計画」策定 |
| 2020 | 「2050年カーボンニュートラル実現」を表明(国会所信表明演説) |
| 2021 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正、「地球温暖化対策計画」改訂、「気候変動適応計画」改訂、「第6次エネルギー基本計画」策定 |
| 2023 | 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」制定、「電気事業法」等改正 |

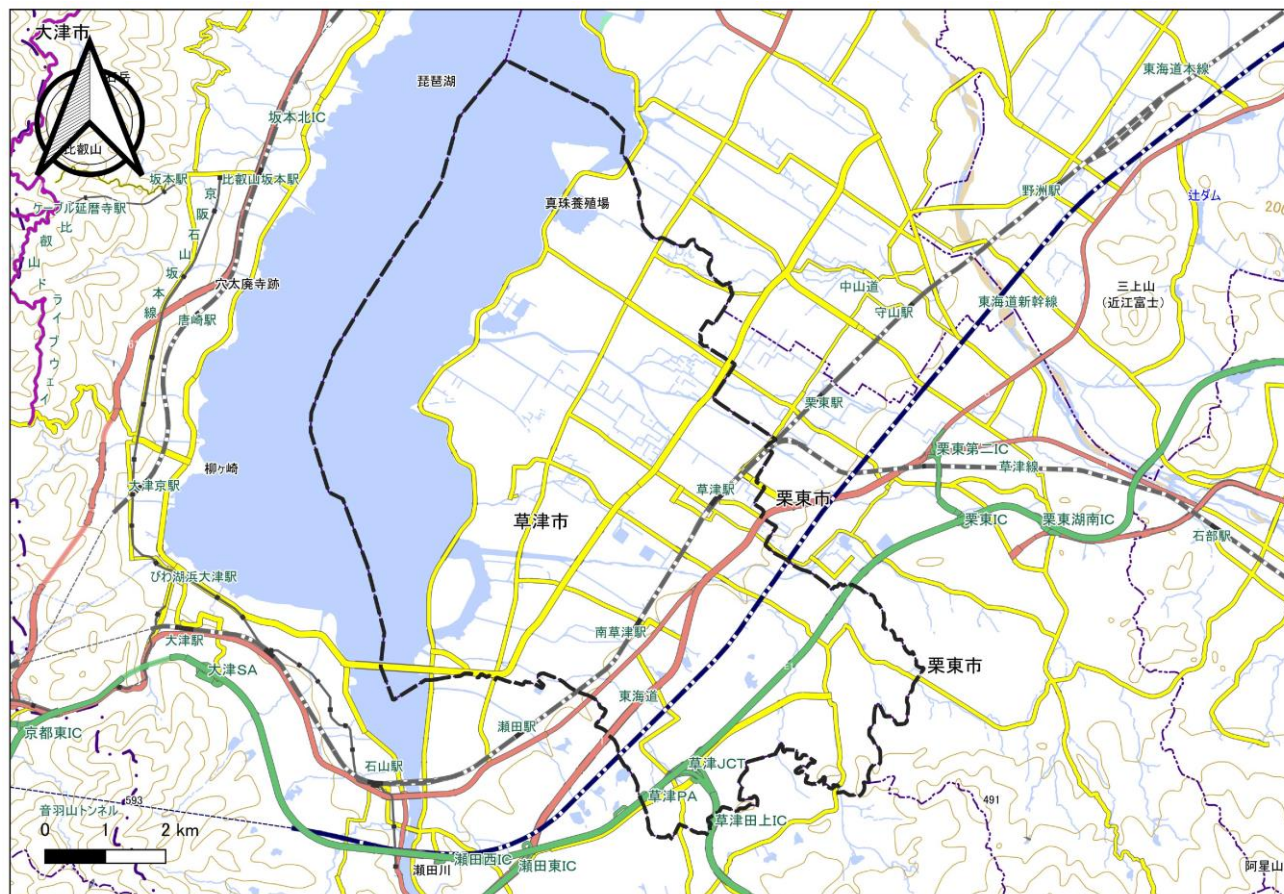
地球温暖化対策計画の概要

| 区分 | 概要 | | | | | |
|--------|--|---|----------|-----------|--------------|---------------------------|
| 期間 | 2021年度から2030年度まで | | | | | |
| 計画目標 | ■ 温室効果ガス削減目標：2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減 | | | | | |
| | | 区分 | 2013年度実績 | 2019年度実績 | 2030年度目標(短期) | (単位：百万t-CO ₂) |
| | | | | | 排出量 基準年比 | |
| | | 温室効果ガス排出量・吸収量 | 1,408 | 1,166 | 760 ▲46% | |
| | | エネルギー起源二酸化炭素 | 1,235 | 1,029 | 677 ▲45% | |
| | | 産業部門 | 463 | 384 | 289 ▲38% | |
| | | 業務その他部門 | 238 | 193 | 116 ▲51% | |
| | | 家庭部門 | 208 | 159 | 70 ▲66% | |
| | | 運輸部門 | 224 | 206 | 146 ▲35% | |
| | | エネルギー転換部門 | 106 | 89.3 | 56 ▲47% | |
| | | 非エネルギー起源二酸化炭素 | 82.3 | 79.2 | 70.0 ▲15% | |
| | | メタン(CH ₄) | 30.0 | 28.4 | 26.7 ▲11% | |
| | | 一酸化二窒素(N ₂ O) | 21.4 | 19.8 | 17.8 ▲17% | |
| | | 代替フロン等4ガス | 39.1 | 55.4 | 21.8 ▲44% | |
| | | 温室効果ガス吸収源 | — | ▲45.9 | ▲47.7 — | |
| | 二国間クレジット制度(JCM) | — | — | 目標：▲100程度 | | |
| 主な削減施策 | 部門等 | 施策・取組 | | | | |
| | 産業 | 産業界の自主的取組推進、脱炭素化促進、省エネ機器の導入促進、業種間連携省エネの推進、電化・燃料転換、エネルギー管理 | | | | |
| | 業務 | 産業界の自主的取組推進、建築物の省エネ化、省エネ機器の導入促進、セクターカップリング、エネルギー管理、エネ面的利用、ライフスタイル転換 | | | | |
| | 家庭 | ライフスタイル転換、住宅の省エネ化、省エネ機器の導入促進、セクターカップリング、エネルギー管理 | | | | |
| | 運輸 | 産業界の自主的取組推進、自動車単体対策(次世代自動車普及)、道路交通流対策(ITS等)、自動車運送等のグリーン化、公共交通機関・自転車の利用促進、交通の脱炭素化、ライフスタイル転換、脱炭素物流、セクターカップリング | | | | |
| | エネ転換 | 産業界の自主的取組推進、電力排出係数原単位の低減、再エネの最大限の導入、エネ地産地消・面的利用の促進、水道・廃棄物での再エネ導入 | | | | |
| | 廃棄物 | 混合セメント利用拡大、廃棄物等の発生抑制、3Rの推進、木材の有効利用、バイオプラスチックの利用促進 | | | | |
| | 吸収源 | 森林整備の推進、木材・木質バイオマス利用の推進、農地土壌炭素吸収源対策の推進、都市緑化等の推進、ブルーカーボンその他の吸収源 | | | | |

(1) 自然的特徴

①位置・地勢

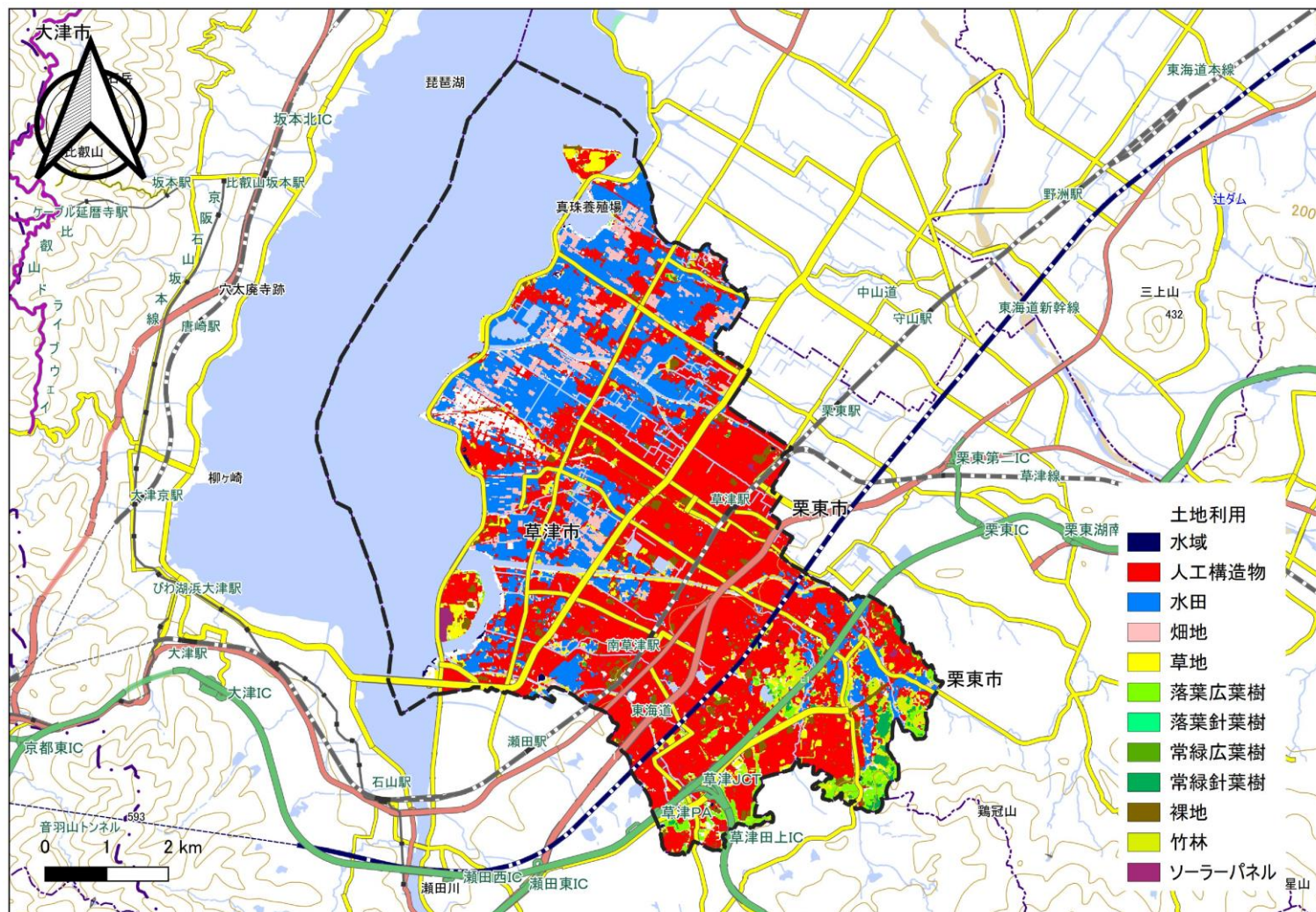
草津市は滋賀県の南部に位置し、南北約13.2km・東西約10.9kmとやや南北に広がった地域からなります。西側には琵琶湖に面した田園地帯、中央部の平地には市街地が広がっています。東側および南側はなだらかな丘陵地が続いており、その先には、湖南アルプスの山並みが広がっています。



出典: 国土数値情報

②土地利用

草津市の土地利用は、住宅・商業・工業用地等の都市的土地利用が約8割を占め、田・畑・樹林・水面等の自然的土地利用が約2割を占めています。

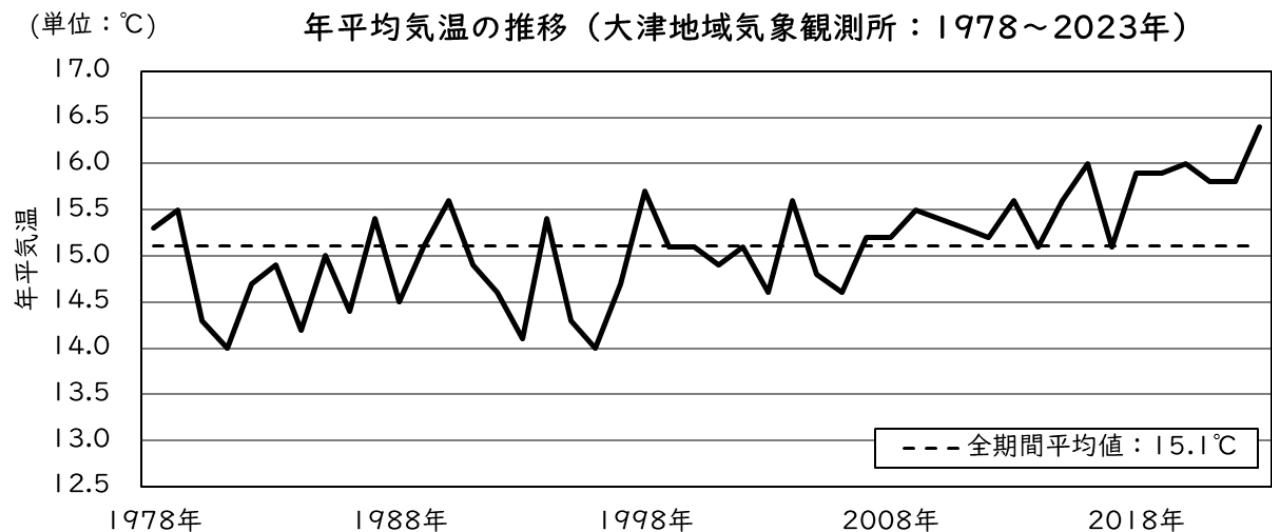


出典: JAXA高解像度土地利用土地被覆図

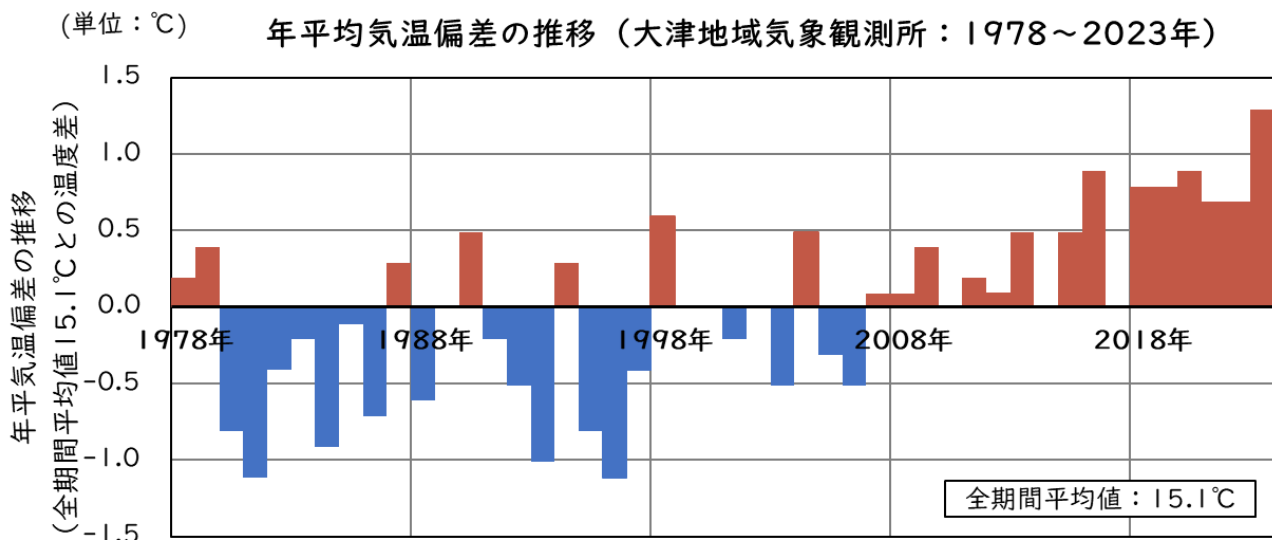
③気候

気温

滋賀県内（大津地域気象観測所）の年平均気温は上昇傾向で推移しています。



(出典：過去の気象データ（気象庁）を加工して作成)

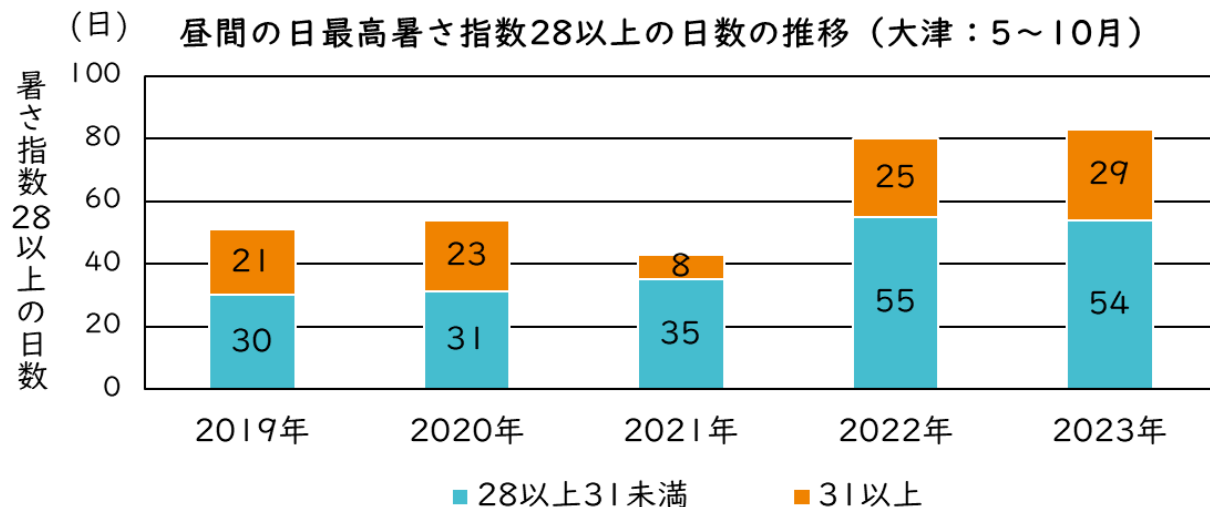


(出典：過去の気象データ（気象庁）を加工して作成)

③気候

暑さ指数

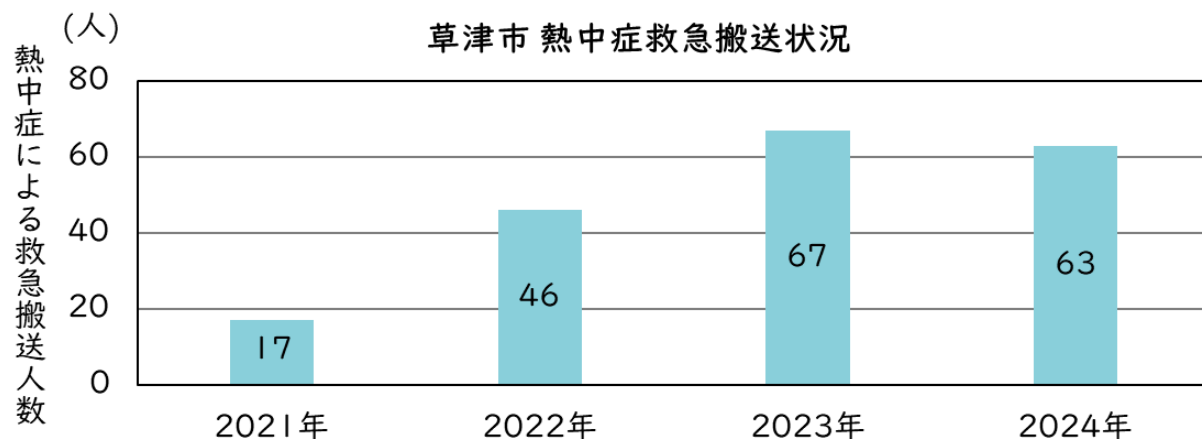
滋賀県内（大津地域気象観測所）の昼間の日最高暑さ指数が28以上（嚴重警戒）の日数は増加傾向で推移しています。2023年（5月～10月）では、暑さ指数が31以上（危険）となった日が29日、28以上31未満となった日が54日となっています。



出典：熱中症予防情報サイト(環境省)

熱中症

草津市の熱中症による救急搬送者数は増加傾向で推移しています。2024年の搬送者数は63人と、2023年と同等程度、2022年より約1.4倍増加している。



※各年5月～10月の緊急搬送者数

出典：熱中症救急搬送状況(湖南広域消防局ホームページ)

④緑の状況

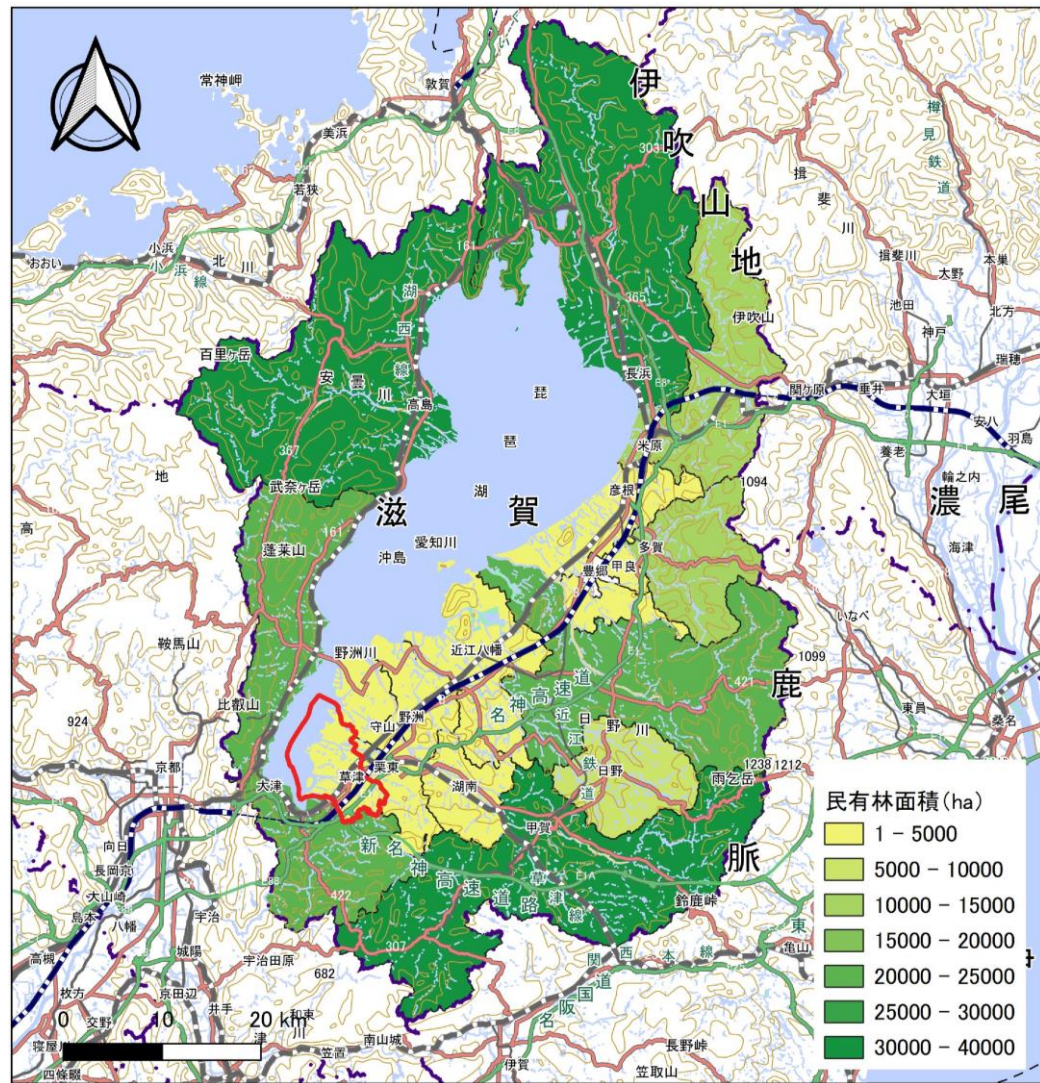
滋賀県の森林

2022年度の滋賀県の森林面積（民有林）は183,907ha、草津市の森林面積は208haで、滋賀県全体の約0.1%を占めています。

周辺自治体の森林面積の状況は、大津市が22,007ha、粟東市が1,877ha、守山市が22ha、野洲市は1,014haとなっています。

2022年度 森林面積（民有林）

| | 滋賀県 | 草津市 | 大津市 | 粟東市 | 守山市 | 野洲市 |
|----------|---------|-----|--------|-------|-----|-------|
| 合計 (ha) | 183,907 | 208 | 22,007 | 1,877 | 22 | 1,014 |
| 人工林 (ha) | 80,388 | 13 | 8,895 | 868 | 2 | 218 |
| 天然林 (ha) | 97,101 | 178 | 12,020 | 908 | 4 | 750 |
| その他 (ha) | 6,418 | 17 | 1,092 | 101 | 15 | 45 |

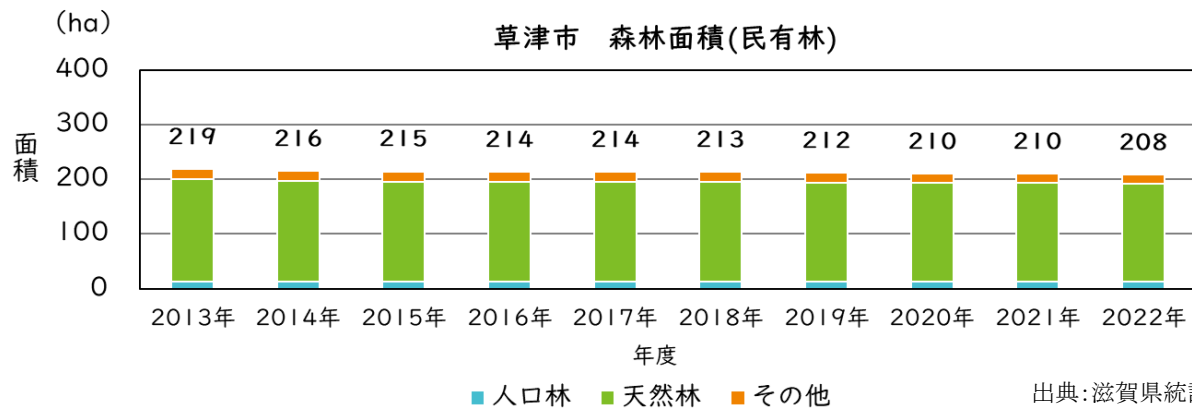


出典: 滋賀県統計書

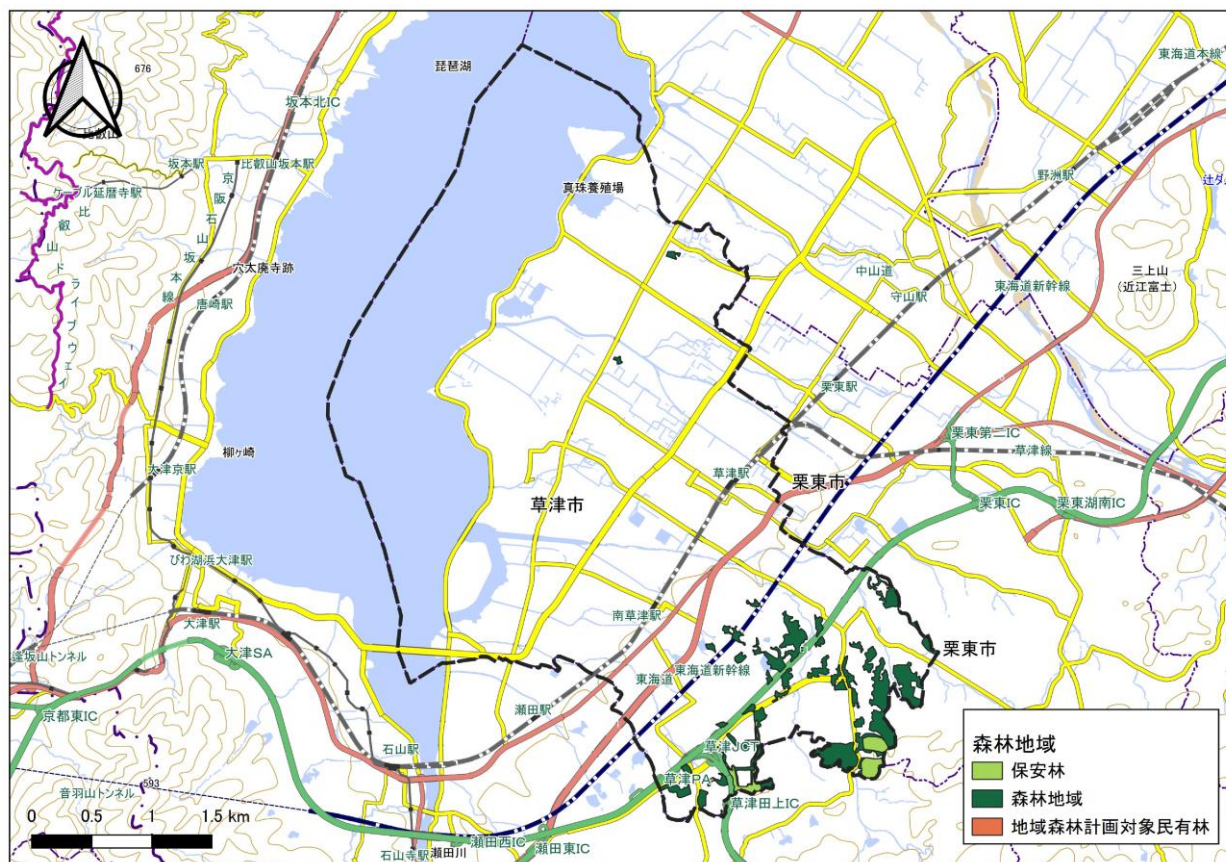
草津市の森林

草津市の森林地域は南東部に多く分布しています。

民有林の面積は緩やかな減少傾向で推移しており、2022年度は208haとなっています。



出典:滋賀県統計書

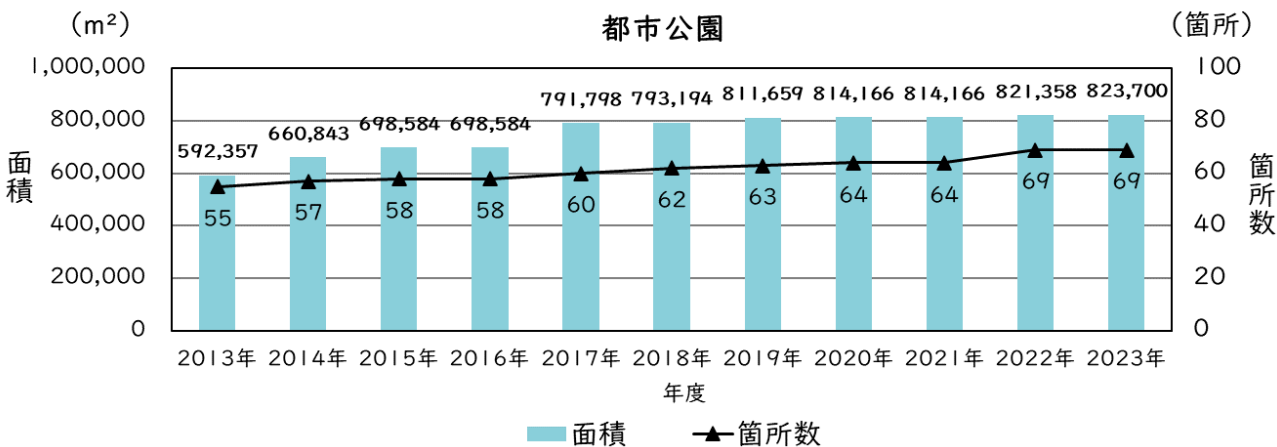


出典:国土数値情報

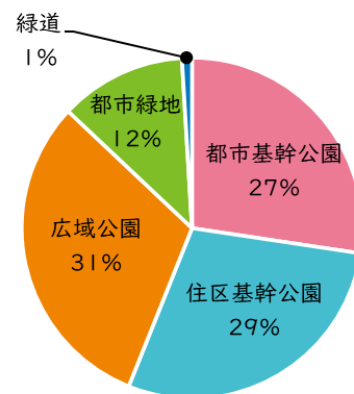
都市公園

草津市の都市公園の面積、箇所数は緩やかな増加傾向で推移しています。2023年度は、都市公園69箇所、面積823,700m²となっています。

また、草津市は県内の周辺地域と比べ森林面積は少ないですが、都市公園の箇所数、面積は比較的多い状況となっています。



都市公園構成比 (2023年)



出典: 草津市統計書

滋賀県内の都市公園・民有林

| | | 滋賀県 | 草津市 | 大津市 | 栗東市 | 守山市 | 野州市 |
|------------|---------------------------|---------|------|--------|-------|-------|-------|
| 都市公園 | 箇所 | 615 | 61 | 225 | 34 | 19 | 14 |
| | 面積 (ha) | 1,275.4 | 79.4 | 340.0 | 24.1 | 106.5 | 41.0 |
| | 1人当たり面積 (m ²) | 9.0 | 5.9 | 9.9 | 3.5 | 12.8 | 8.1 |
| 民有林面積 (ha) | | 183,907 | 208 | 22,007 | 1,877 | 22 | 1,014 |

※都市公園の面積、箇所数及び1人当たりの面積は2019年3月31日時点のデータを示す。

※民有林面積は2022年度データを示す。

出典: 滋賀県の都市公園現況 (滋賀県)、滋賀県統計書

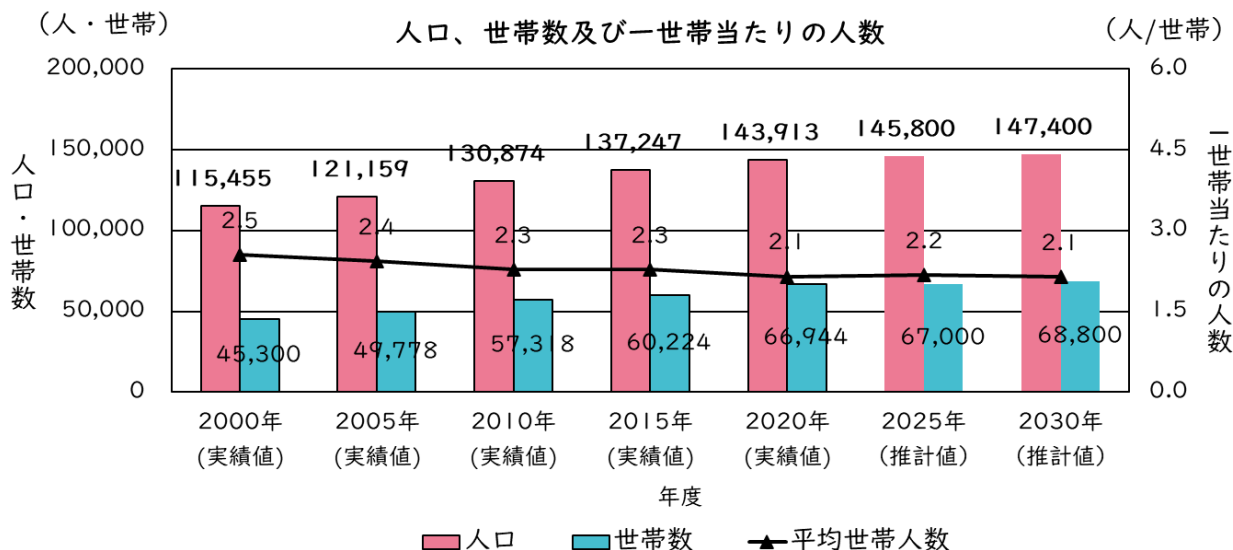
(2)社会的特徴

①人口

人口・世帯数

草津市の人口、世帯数は増加傾向で推移していますが、1世帯当たりの人数は、減少傾向で推移しています。

将来予測では、人口、世帯数ともに増加傾向で推移する見込みとなっており、一世帯当たりの人数は横ばいで推移する見込みとなっています。

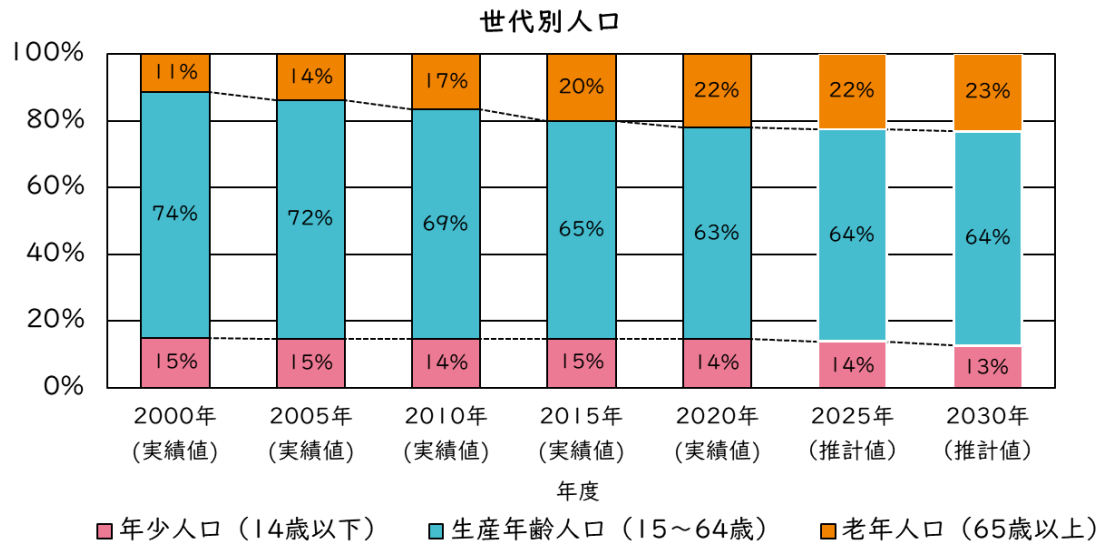


出典: 国勢調査(総務省)、第6次草津市総合計画

世代別人口

草津市の世代別人口は、老年人口の割合は増加傾向、生産年齢人口の割合は減少傾向、年少人口の割合は概ね横ばいで推移しています。

将来予測では、老年人口の割合は引き続き増加傾向で推移する見込みとなっており、生産年齢人口の割合は概ね横ばい、年少人口の割合は減少傾向で推移する見込みとなっています。

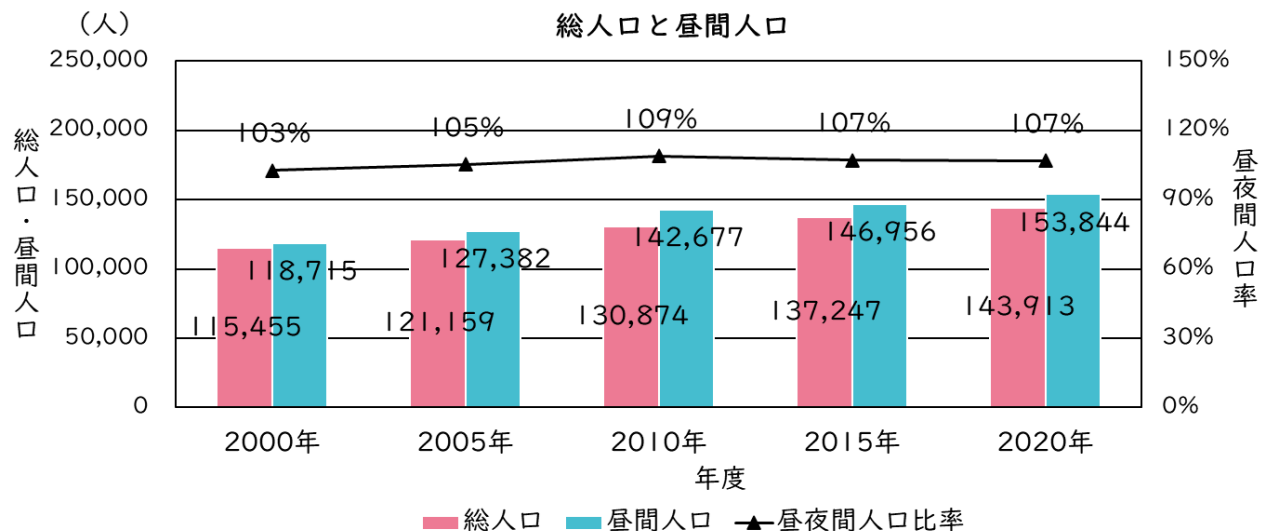


出典: 国勢調査(総務省)、第6次草津市総合計画

(2)社会的特徴

昼間人口

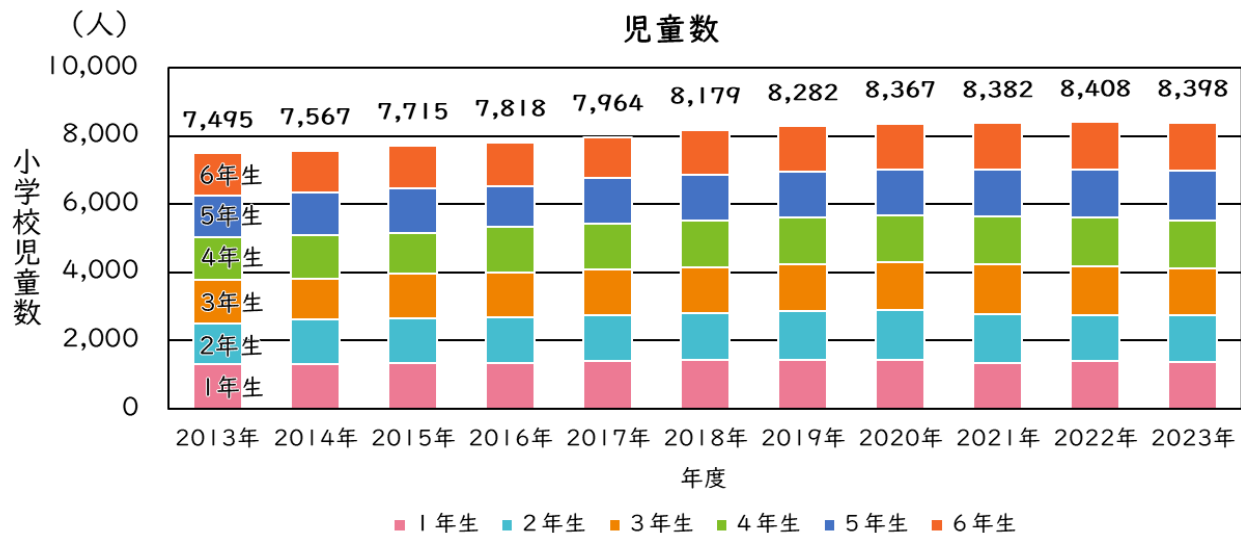
草津市の昼間人口は総人口より多く、増加傾向で推移しています。昼夜間人口率は概ね横ばいで推移しており、2020年度の昼夜間人口率は106.9%となっています。



児童数

草津市の小学校児童数は増加傾向で推移しており、2023年度の児童数は8,398人となっています。

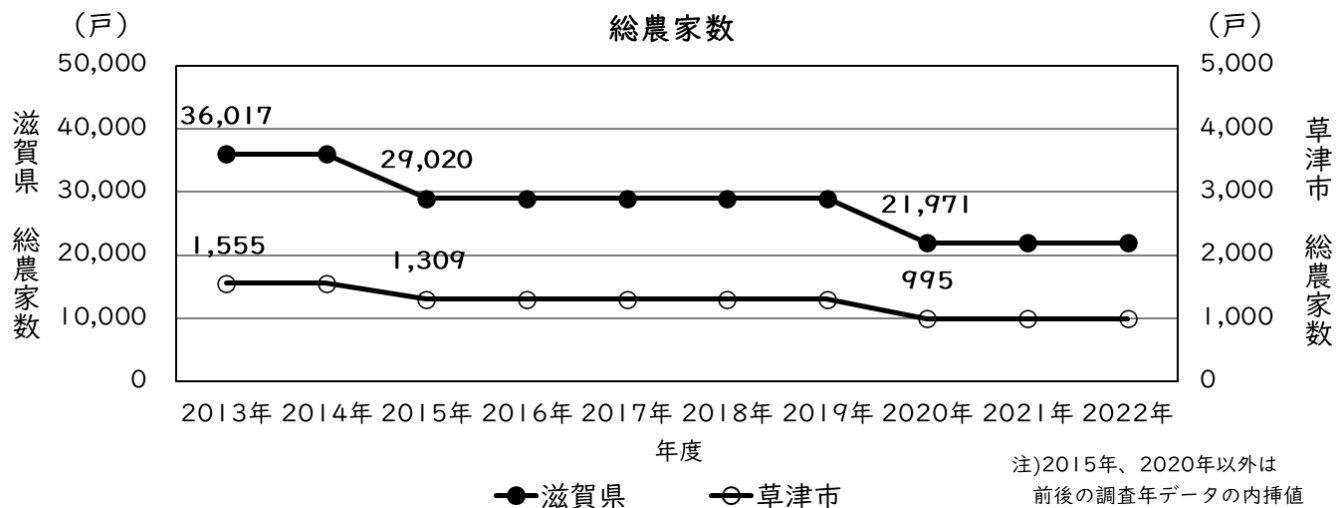
また、くさつエコスタイルコンテンツ子ども部門の対象となる4年生から6年生の児童数も増加傾向で推移しており、2023年度における同児童数は4,290人となっています。



②産業

総農家数

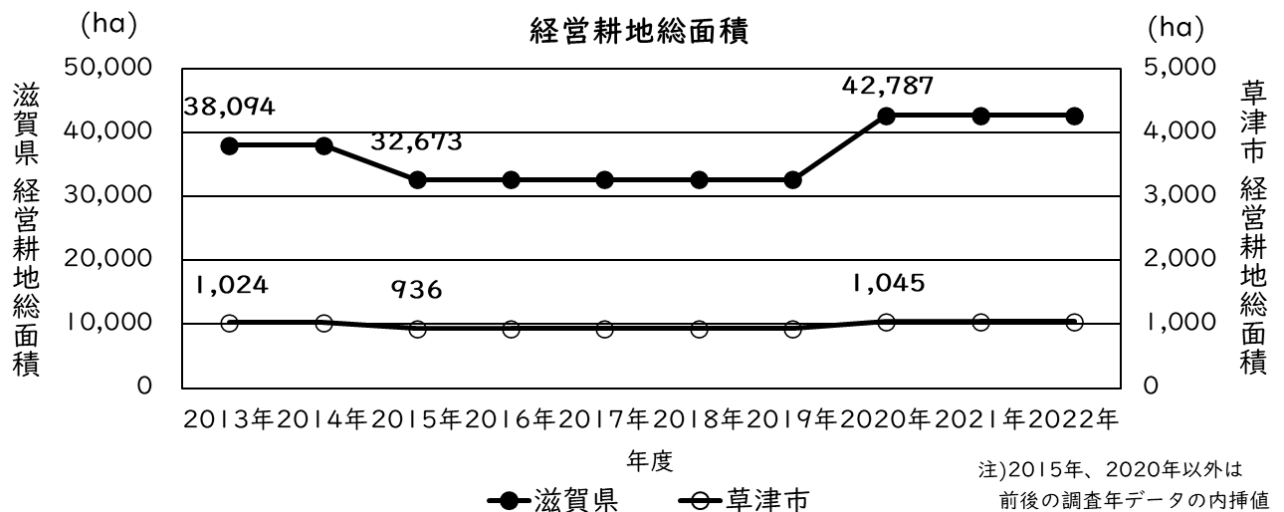
草津市の総農家数は減少傾向で推移しています。2022年度の滋賀県の総農家数は21,971戸、草津市の総農家数は995戸であり、草津市は県全体の4.5%を占めています。



出典:農林業センサス(農林水産省)

経営耕地総面積

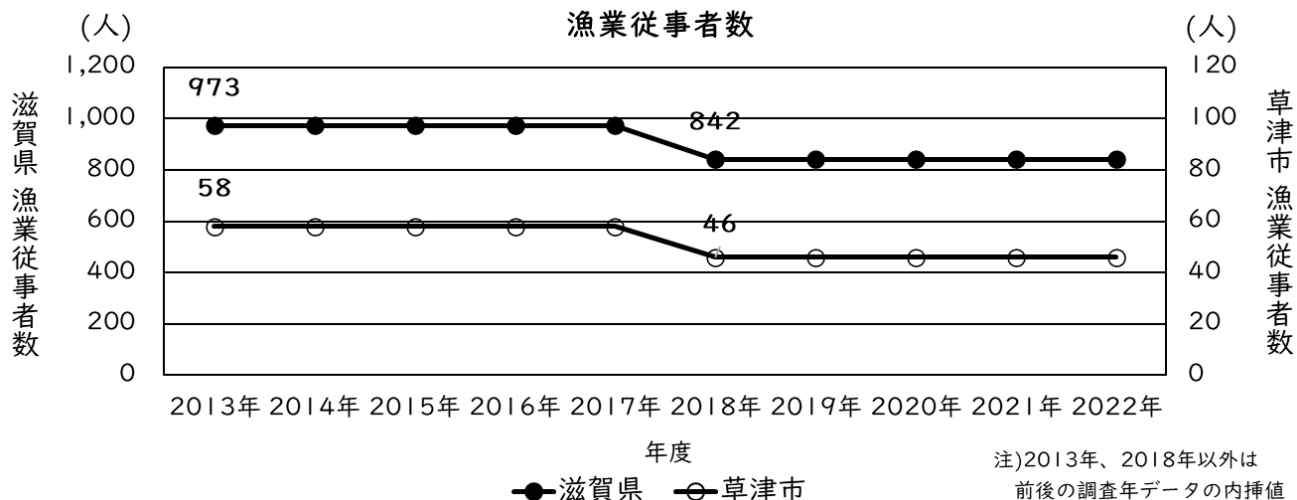
草津市の経営耕地面積は、横ばいで推移しています。2022年度の滋賀県の経営耕地総面積は42,787ha、草津市の経営耕地総面積は1,045haであり、草津市は県全体の2.4%を占めています。



出典:農林業センサス(農林水産省)

漁業従事者

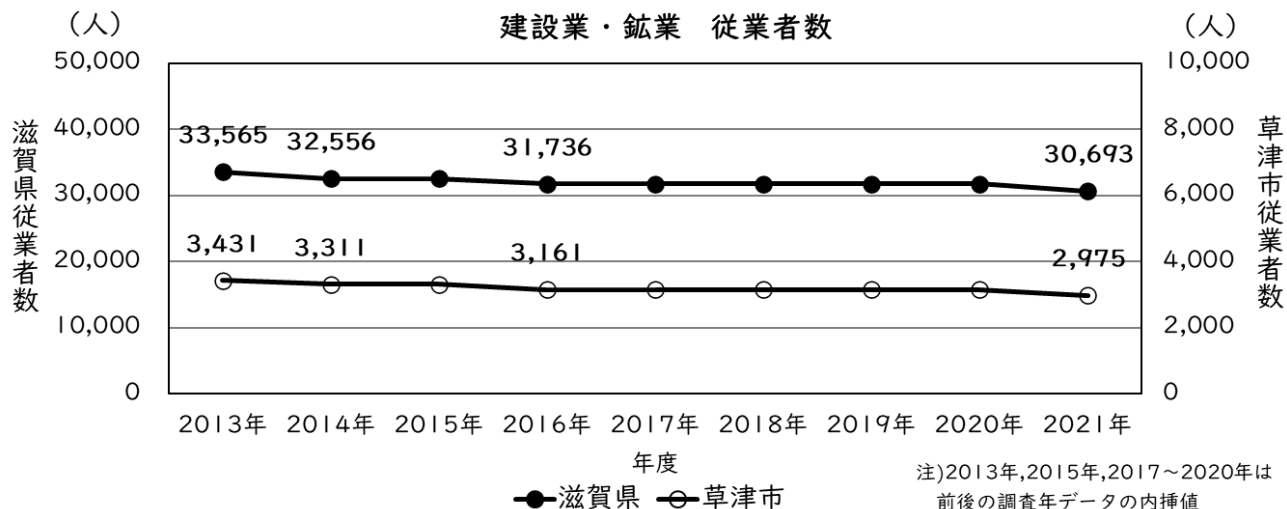
草津市の漁業従事者数は減少傾向で推移しています。2022年度の滋賀県の漁業従事者数は842人、草津市の漁業従事者数は46人であり、草津市の漁業従事者数は県全体の5.5%を占めています。



出典:草津市統計書、漁業センサス(農林水産省)

建設業・鉱業従業者数

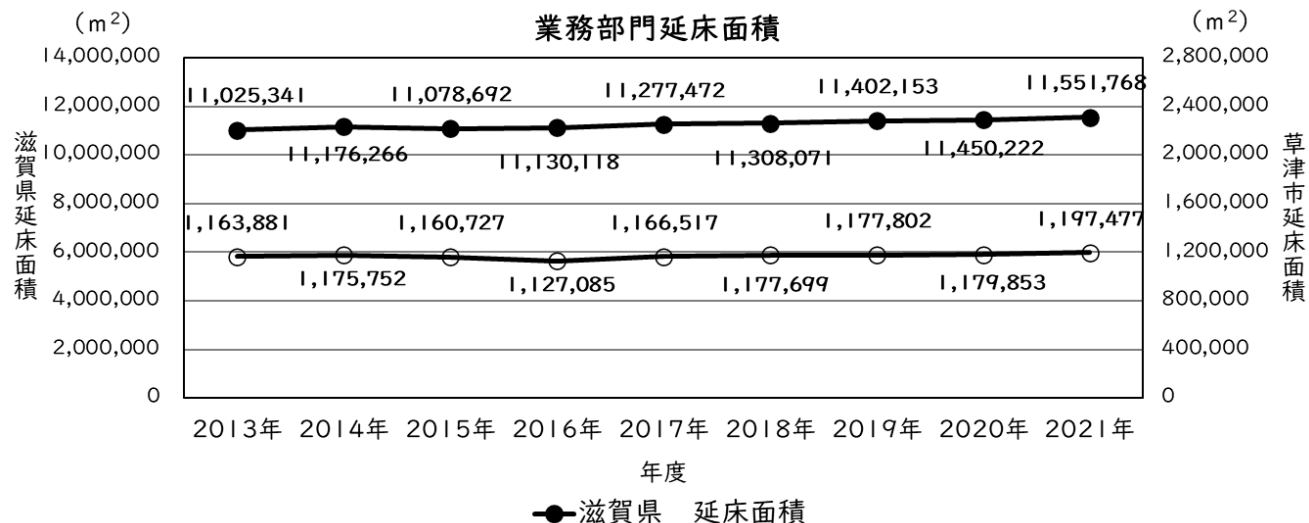
草津市の建設業・鉱業従業者数は、横ばいで推移しています。2021年度の滋賀県の建設業・鉱業従業者数は30,693人、草津市の建設業・鉱業従業者数は2,975人であり、草津市の建設業・鉱業従業者数は県全体の9.7%を占めています。



出典:経済センサス(総務省)

業務部門延床面積

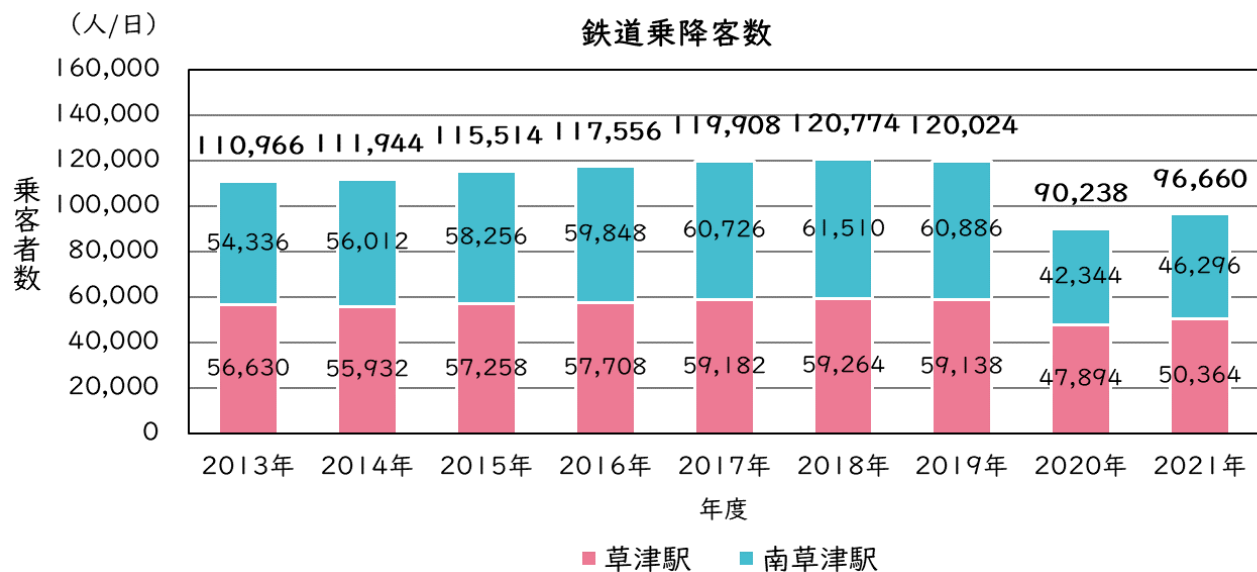
草津市の業務部門延床面積は横ばいで推移しています。滋賀県の2021年度の業務部門延床面積は、11,551,768m²、草津市は1,197,477m²であり、草津市の業務部門延床面積は県全体の10.4%を占めています。



出典：固定資産概要調書(総務省)

③鉄道乗降客数

草津駅、南草津駅を利用する人数は、2019年度まで増加傾向にありましたが、2020年度に減少し、2021年度は96,660人/日となっています。

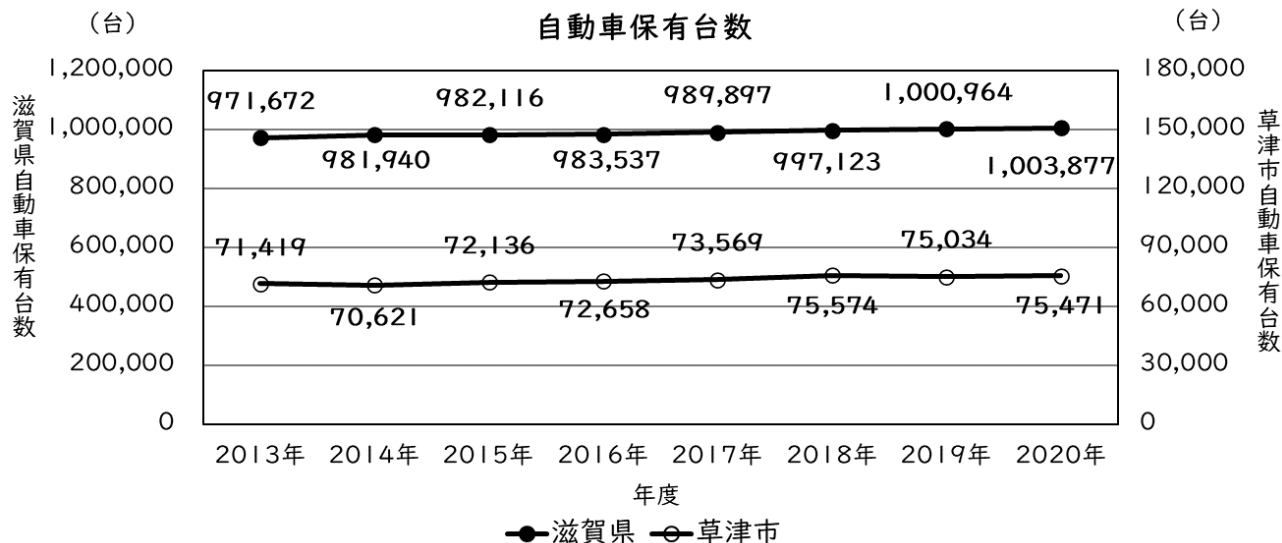


出典：国土数値情報

④自動車保有台数

保有台数

滋賀県及び草津市の自動車保有台数は、共に増加傾向で推移しています。滋賀県の2020年度の自動車保有台数は1,005,982台、草津市は76,292台であり、自動車保有台数では、県全体の7.6%を占めています。

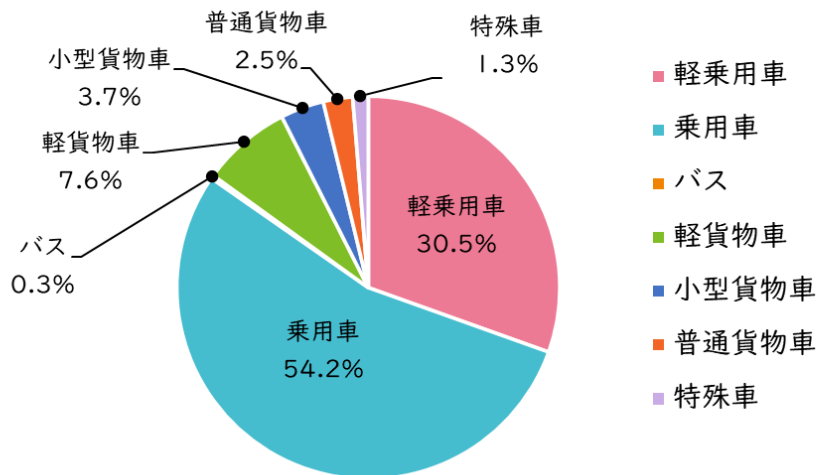


出典: 滋賀県統計書、軽自動車車両数((一社)全国軽自動車協会連合会)

保有台数構成比

草津市の自動車保有台数構成比は、乗用車の割合が54.6%と最も多く、次いで軽自動車が30.1%、軽貨物車が7.5%となっています。

草津市自動車保有台数構成比 (2020年)

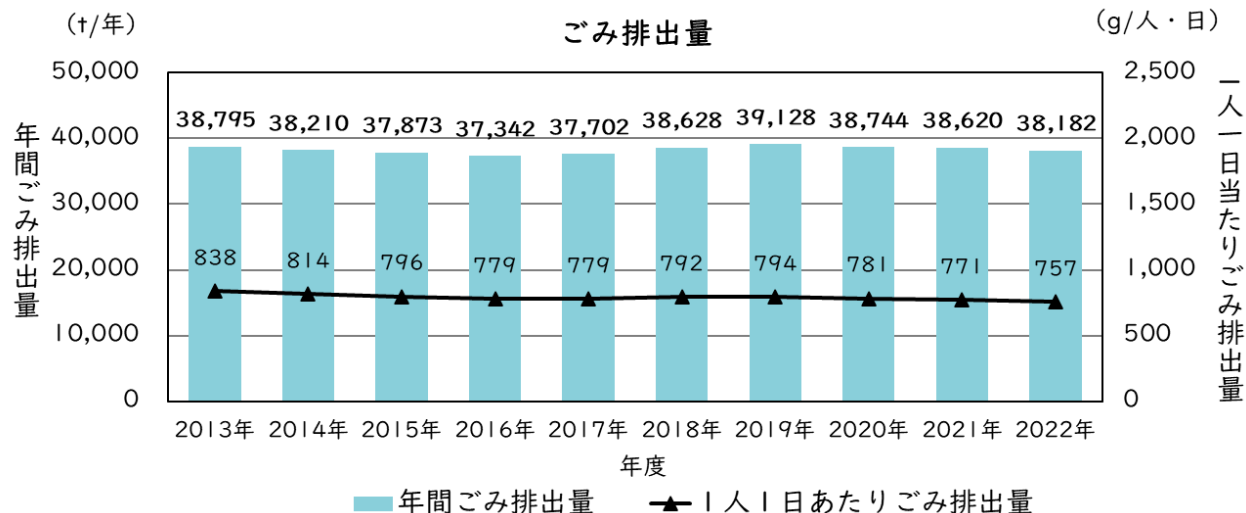


出典: 滋賀県統計書、軽自動車車両数((一社)全国軽自動車協会連合会)

⑤一般廃棄物処理状況

ごみ排出量

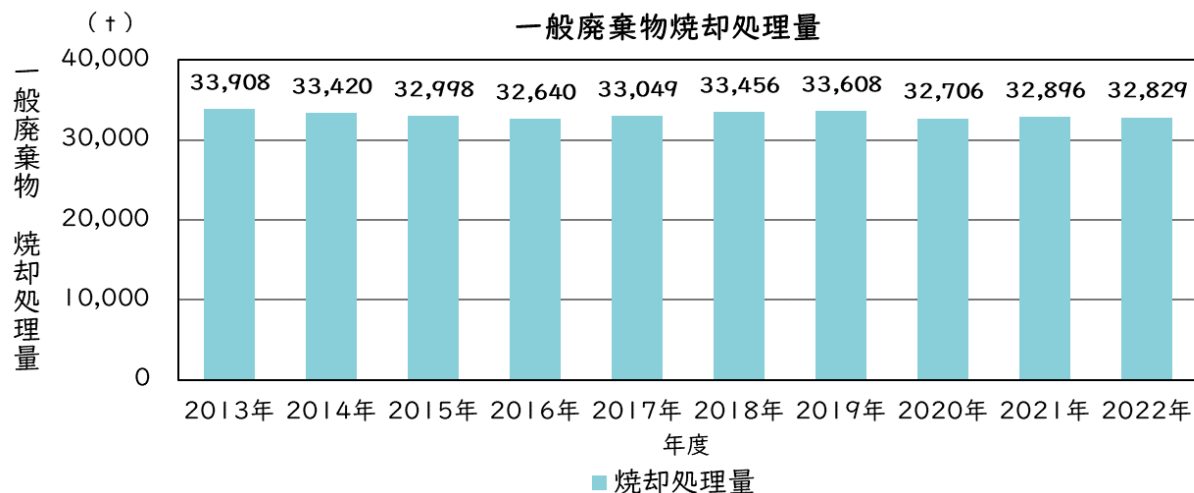
草津市のごみ排出量は概ね横ばいで推移しており、2022年度のごみ排出量は38,182tとなっています。1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向で推移しており、2022年度の1人1日当たりのごみ排出量は757g/日となっています。



出典: 草津市のごみ状況(草津市)

一般廃棄物焼却処理量

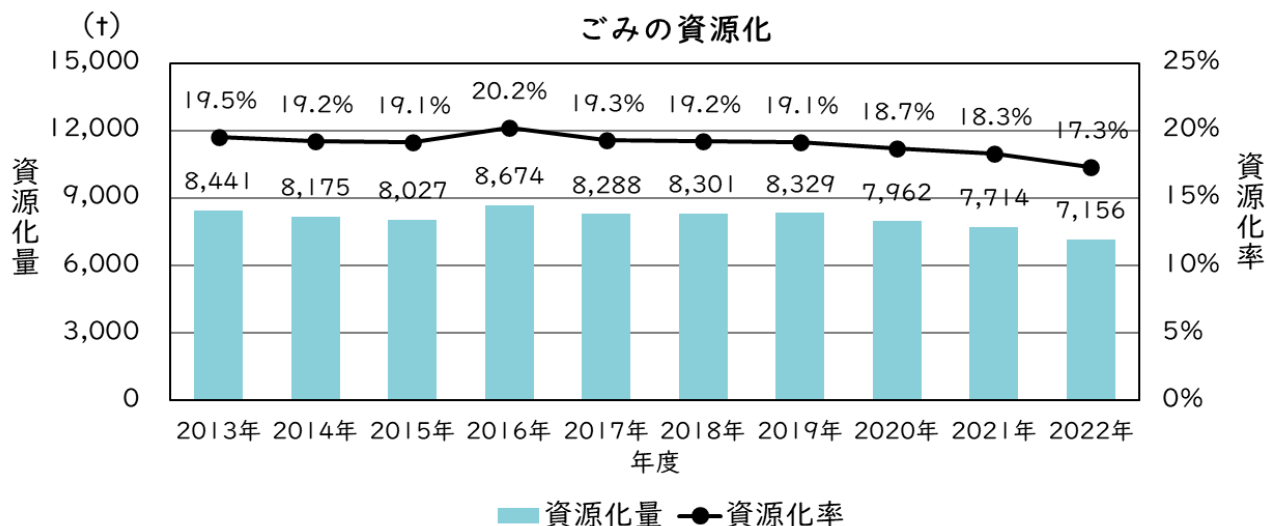
草津市の一般廃棄物焼却処理量は横ばいで推移しています。2022年度の焼却処理量は32,829tとなっています。



出典: 草津市のごみ状況(草津市)

ごみの資源化

草津市のごみの資源化量、資源化率は2019年度ごろまで横ばいで推移し、その後減少傾向で推移しています。2022年度の資源化量は7,156t、資源化率は17.3%となっています。

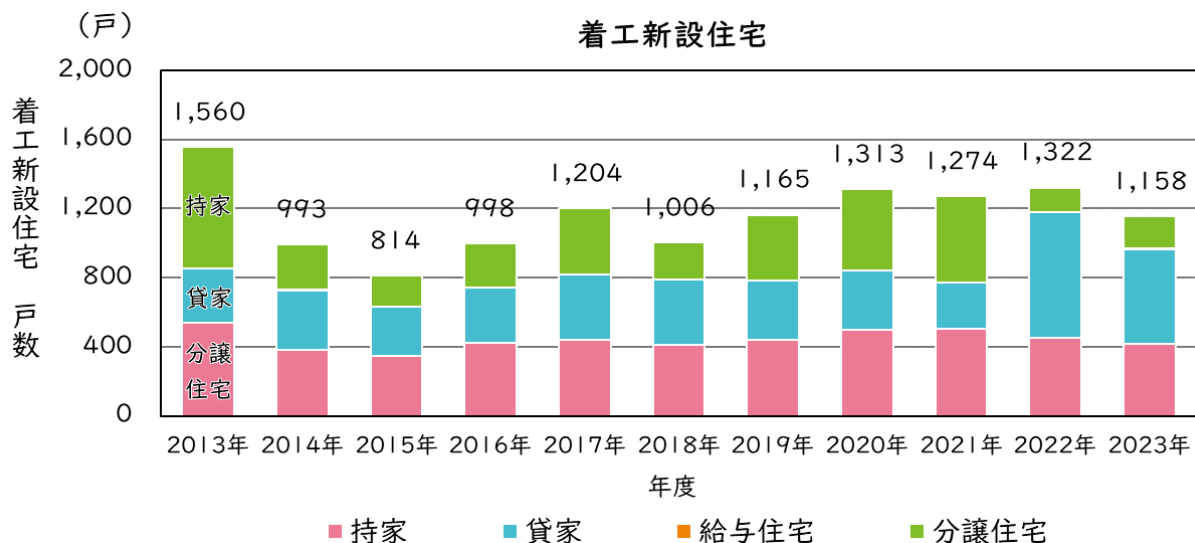


出典:草津市のごみ状況(草津市)

⑥住宅

着工新設住宅数

草津市の着工新設住宅数は、2015年度からやや増加傾向で推移しています。2023年度の着工新設住宅戸数は1,158戸、そのうち貸家が最も多く552戸となっています。

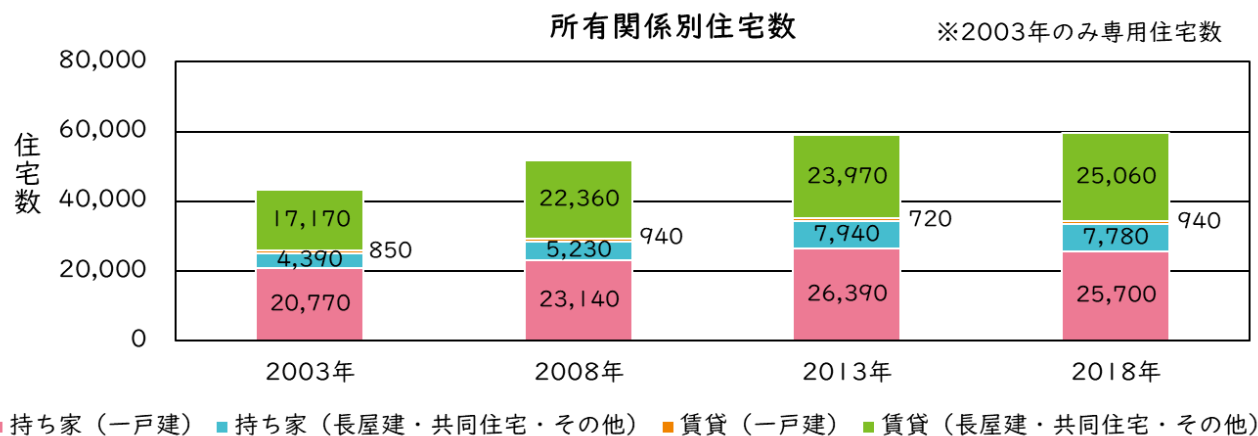


出典:住宅着工統計(国土交通省)

所有関係別住宅数

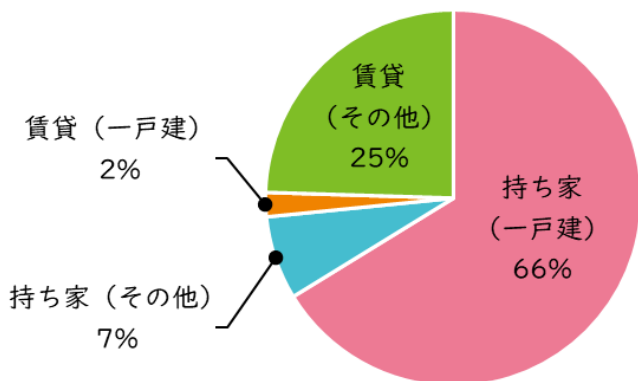
草津市の住宅数は増加傾向で推移しています。2018年の所有関係別住宅割合は、持ち家（一戸建）が43%と最も多く、次いで賃貸（長屋建・共同住宅・その他）が42%となっています。

滋賀県と比較すると、持ち家（一戸建）の割合が少なく、賃貸（長屋建・共同住宅・その他）の割合が多くなっています。

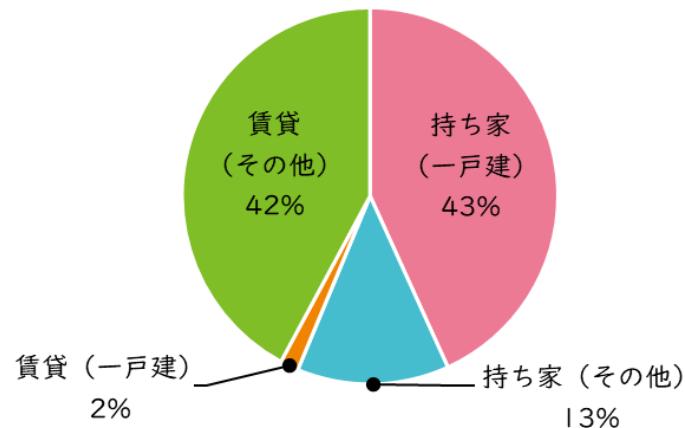


出典：住宅・土地統計調査（総務省）

滋賀県 所有関係別住宅割合(2018年)



草津市 所有関係別住宅割合(2018年)



出典：住宅・土地統計調査（総務省）

⑦緑地率

市街化区域内緑地率

草津市の市街化区域における緑地面積は226ha、緑地率は11.4%です。琵琶湖を除く草津市全域での緑地率は4.6%です。

「第3次草津市みどりの基本計画」においては、2032年までに市街化区域の概ね1割に相当する量を、緑地として確保する計画としています。

緑地の確保目標

| | 現況 (2021年) | 中間年次 (2027年) | 目標年次 (2032年) |
|-------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 都市計画区域 | | 4,865ha | |
| 市街化区域 | | 1,984ha | |
| 市街化区域内緑地面積※ | 226ha | 232ha | 235ha |
| 市街化区域内緑地率 | 11.4% | 11.7% | 11.8% |

※ 緑地面積は、次にあげる市街化区域における緑地の面積の合計です。
 ・都市公園（街区公園、近隣公園、都市緑地、他）
 ・公共施設緑地（学校教育施設、体育施設、児童遊園、河川）

出典：第3次草津市みどりの基本計画（草津市）

⑧電力排出係数

関西電力 排出係数

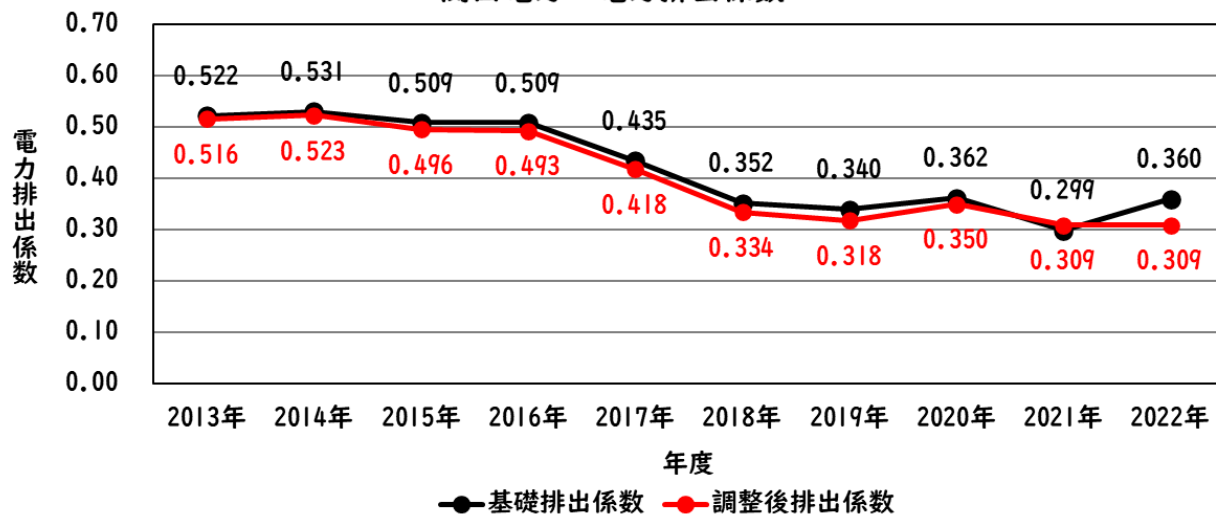
関西電力の基礎排出係数は2013年度0.522kg-CO₂/kWhに対し、2022年度0.360kg-CO₂/kWhと31%減少しており、調整後排出係数は2013年度0.516kg-CO₂/kWhに対し2022年度0.309kg-CO₂/kWhの40%減少しています。

※基礎排出係数：電気事業者が供給した電気について、発電の際に排出したCO₂排出量を販売した電力量で割った値

※調整後排出係数：電気事業者が調達した非化石証書等の環境価値による調整を反映した後のCO₂排出係数

(kg-CO₂/kWh)

関西電力 電力排出係数



出典：電気事業者別排出係数関連ページ（環境省）

【資料編】 3.推計検討

【資料編3】①温室効果ガス（CO₂）排出量の算定方法

草津市の温室効果ガス（CO₂）排出量は、県域での排出量算定値をもとに、各種統計情報による案分等によって算定しています。

県域での算定方法の概要は次の表のとおりです。

温室効果ガス（CO₂）排出量の算定方法①

| 部門および区分 | | 算定方法 |
|---------|-----------|--|
| 産業 | 農林 水産業 | <ul style="list-style-type: none">・ 農業：（「総合エネルギー統計」の農林業の燃料消費量（全国値））×（農業産出額の全国比）×（排出係数）・ 水産業：（「総合エネルギー統計」の漁業の燃料消費量（全国値））×（漁獲生産量の全国比）・ 電力：電力消費量（県調査データ）×（排出係数） |
| | 鉱業 | <ul style="list-style-type: none">・ 燃料：（1995年時点の「石油等消費構造統計表」における県内の燃料消費量）×（鉱工業生産指数の伸び率）×（排出係数）・ 電力：電力消費量（県調査データ）×（排出係数） |
| | 建設業 | <ul style="list-style-type: none">・ 燃料：（「総合エネルギー統計」の建設業の燃料消費量（全国値））×（建築着工床面積の全国比）×（排出係数）・ 電力：電力消費量（県調査データ）×（排出係数） |
| | 製造業 | <ul style="list-style-type: none">・ 燃料（都市ガス以外）：事業者行動計画書・報告書を集計し、県全体に拡大推計・ 電力：電力消費量（県調査データ）×（排出係数）+新電力事業者による供給量（事業所へのヒアリング等）×（排出係数）・ 都市ガス：（供給量（工業用））×（排出係数） |

【資料編3】①温室効果ガス（CO₂）排出量の算定方法

温室効果ガス（CO₂）排出量の算定方法②

| 部門および区分 | | 算定方法 |
|---------|-------|---|
| 業務 | | <ul style="list-style-type: none"> 燃料：（滋賀県の業務部門の業種別床面積）×（床面積あたりエネルギー消費原単位）×（排出係数） 電力：電力消費量（県調査データ）+新電力事業者による供給量（事業所へのヒアリング等） 都市ガス：（都市ガス供給量：商業用+医療用+その他公用） 廃棄物・水道業：エネルギー消費量（滋賀県） |
| 家庭 | | <ul style="list-style-type: none"> LPG：〔（簡易ガス事業でのLPG販売量）+（世帯当たりのLPG購入数量）×（その他LPG世帯数）〕×（排出係数） 灯油：（世帯当たりの灯油購入数量）×（世帯数）×（排出係数） 都市ガス：（都市ガス供給量（家庭用））×（排出係数） 電力：電力消費量（県調査データ）×（排出係数） |
| 運輸 | 自動車 | <ul style="list-style-type: none"> （近畿運輸局管内の燃料消費量）×（県内の自動車保有台数）／（近畿運輸局管内の自動車保有台数）×（排出係数） |
| | 鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> 軽油：〔{（JR西日本の旅客分消費量）+（JR貨物の軽油消費量計（全国））×〔（JR西日本の旅客分軽油消費量）／（JR各社の旅客分軽油消費量）}]×（県内のJRにおける電力消費量）／（JR西日本における電力消費量）+（信楽高原鉄道における軽油消費量）〕×（排出係数） 電力：電力消費量（事業者公表データ等）×（排出係数） |
| | 船舶 | <ul style="list-style-type: none"> 観光船：県内の消費量（事業所へのヒアリング等）×（排出係数） 特殊小型船舶（水上オートバイ）：（県内の登録隻数）×（燃料消費量原単位）×（排出係数） |
| 廃棄物 | 一般廃棄物 | （ごみ焼却量）×（プラスチック及び合成繊維くずの組成比）×（排出係数） |
| | 産業廃棄物 | （廃油・廃プラスチック類の総排出量）×（減量化率）×（排出係数） |

【資料編3】②現状趨勢ケース（BAU）の推計方法

現状趨勢ケース（BAU）は、部門・分野別の活動量推計を用い、以下の式で推計しました。

$$\text{BAU} = 2020\text{年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量の変化率}$$

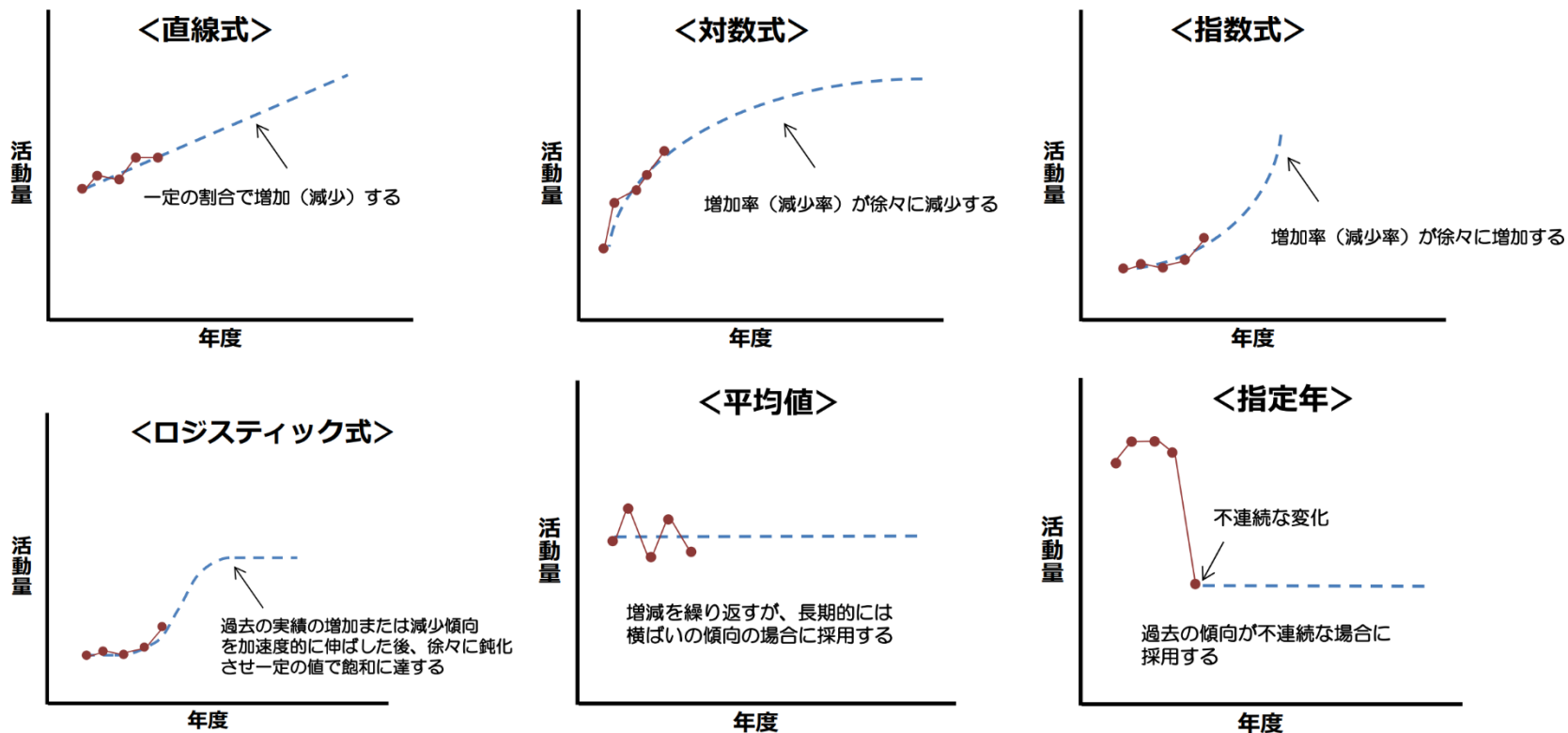
$$\text{活動量の変化率} = 2030\text{年度における活動量の推計値} \div 2020\text{年度における活動量}$$

| 部門 | | 活動量の例(算定マニュアル) | 本計画での推計 |
|---------------|-----|--|---|
| エネルギー 転換部門 | | - | 経年変化がほとんどないため、2030年度も「2020年度実績値」とほぼ同等と見なした。 |
| 産業部門 | 農林業 | 従業者数、売上高、 生産量 | 従業者数等の将来推計に関する資料はないため、「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)における「生産人口(15～64歳の人口、草津市、2023年推計)」の変化率を排出量に乗算して推計した。 |
| | 水産業 | | |
| | 鉱業 | | |
| | 建設業 | | |
| | 製造業 | 製造品出荷額、売上高、 生産量 | 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(2021年10月、資源エネルギー庁)における「主要業種の活動量(粗鋼・エチレン・セメント・紙・板紙生産量)」の変化率を排出量に乗算して推計した。 |
| 業務部門 | | 床面積、従業者数、 床面積×営業時間 | 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」における「業務床面積」の変化率を排出量に乗算して推計した。 |
| 家庭部門 | | 人口、世帯数 | 「日本の地域別将来推計人口」における「世帯数(滋賀県、2019年推計)」の変化率を排出量に乗算して推計した。 |
| 運輸部門 | | 自動車：自動車保有台数、 人キロ、トンキロ 鉄道：人口、貨物需要量 船舶：入港船舶総トン数 | 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」における「交通需要(旅客・貨物)」の変化率を排出量に乗算して推計した。 |
| 廃棄物部門 | | 焼却処理量 | 「第3次草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(2022年3月、草津市)における「計画期間前の総ごみ量の将来推計」の変化率を排出量に乗算して推計した。 |

【資料編3】③トレンドケースの推計方法

トレンドケースの推計は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（2024年4月、環境省）に記載されています。「過去の実績を用いた将来推計」を用いて実施しました。

部門別の過去の実績は、2013年度～2021年度のCO₂排出量としています。また、一次近似式は直線式・自然対数式・指数式のいずれも削減量の実態と乖離しましたので、累乗近似式（ $y = ax^b$ ：比例的な関係を曲線で示す）を用いました。ただし、業務部門のみは推計値が発散しましたので、シグモイド関数によるモデル（ロジスティック回帰）で推計しました。



過去の実績を用いた将来推計手法の例

出典：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（2024年4月、環境省）

【資料編】 4.滋賀県環境配慮基準

〔1〕 基本的な考え方

滋賀県では、自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、以下の考え方で環境配慮基準が策定されています。

【安全・安心】

地域の特性や地形に配慮した安全・安心な再生可能エネルギーの推進

【生物多様性】

多種多様な野生動植物に配慮した再生可能エネルギーの推進

【景観・眺望】

琵琶湖をはじめとする自然環境や文化財などの景観・眺望に配慮した再生可能エネルギーの推進

【地域との調和】

地域社会と調和し、地域の活性化にもつなげる再生可能エネルギーの推進

〔2〕 対象施設

滋賀県の再生可能エネルギーのポテンシャルおよび導入目標を踏まえ、「太陽光発電」を対象としています。

〔3〕 促進区域に含めない区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（以下「除外する区域」という。）」は、滋賀県環境配慮基準で以下のとおり定めています。

促進区域に含めない区域

| 環境配慮事項 | | 除外する区域 |
|-----------------------------|----------------------------|--|
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 | 水の濁りによる影響 | 水源森林地域 |
| | 土地の安定性への影響 | 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、保安林、土砂災害特別警戒区域 |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 | 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | ヨシ群落保全地域、希少野生動植物種の生息・生育地保護区 |
| | 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | ラムサール条約湿地、鳥獣保護区の特別保護地区、希少野生動植物種の生息・生育地保護区 |
| | 地域を特徴づける生態系への影響 | 緑地環境保全地域、滋賀県自然環境保全地域 |
| 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | 国立/国定公園（第2種特別地域、第3種特別地域）、県立自然公園（第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、歴史的風土特別保存地区 |
| その他滋賀県が必要と判断するもの | その他滋賀県が必要と判断するもの | 河川区域、農用地区域 |

〔4〕 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（以下「環境配慮事項」という。）」等は、滋賀県環境配慮基準で以下のとおり定めています。

促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（1/2）

| 環境配慮事項 | | 収集すべき情報 |
|-----------------------------|------------------------|--|
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 | 騒音による生活環境への影響 | 保全対象施設（学校、病院等）の分布状況、住宅の分布状況 |
| | 水の濁りによる影響 | 河川等の公共用水域の水質および利用状況、各種漁業の操業の状況および産卵保護水面区域、湖沼・ため池や貯水池等 |
| | 土地の安定性への影響 | 土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップ 浸水被害軽減地区、地盤沈下に係る状況、盛土・切土、地域の降水量の状況 |
| | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 | 保全対象施設（学校、病院等）の分布状況、住宅の分布状況、交通の状況 |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 | 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | 環境省レッドリスト、滋賀県で大切にすべき植物群落、自然記念物、ヨシ群落普通地域、保全上重要な湿地、生物多様性保全上重要な里地里山、特定植物群落、巨樹・巨木林 |
| | 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | 環境省レッドリスト、滋賀県で大切にすべき野生生物、イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン |
| | 地域を特徴づける生態系への影響 | 守りたい育てたい湖国の自然100選 |

促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（2/2）

| 環境配慮事項 | | 収集すべき情報 |
|------------------------|----------------------------|--|
| 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | 国定公園(普通地域)、県立自然公園(普通地域)、琵琶湖システム対象地域、景観計画区域、風致地区、歴史的風土保存区域、伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡・名勝・天然記念物、伝承文化 |
| | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 | 自然歩道、緑の回廊 |
| その他滋賀県が必要と判断するもの | その他滋賀県が必要と判断するもの | 河川保全区域、有形文化財、埋蔵文化財、ふるさと文化財の森、廃棄物が地下にある土地（指定区域等）、第1種農地等集团的優良農地、地域計画の区域内農地 |

〔5〕 基準の見直しについて

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況や、社会的状況や技術革新等を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとしします。

【資料編】 5.用語の解説

【数字・英語】

○3R+Renewable

ゴミを減らすための取組（リデュース、リユース、リサイクル、リニューワブル）をします。リデュースはゴミの発生を減らすこと、リユースはくり返し使うこと、リサイクルは資源として再利用すること、リニューワブルは再生可能資源への置き換えを表します。

○CO₂ネットゼロ

温暖化の原因である温室効果ガス（主にCO₂）を削減し、「人間の活動により排出されるCO₂の量」と「森林などが吸収するCO₂の量」がほぼ同じ状態であること。

○COP

地球の気候変動問題に対処するための国際会議です。毎年開催され、各国が協力して温室効果ガスの削減や気候変動対策を話し合います。1997年COP3の「京都議定書」や2015年COP21の「パリ協定」等があります。2023年には、ドバイでCOP28が開かれ、化石燃料からの脱却に向けたロードマップが承認されました。

○EV

「Electric Vehicle」の略で、電気自動車のことです。

○FIT

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、家庭や事業者が再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が決まった価格で買い取る制度です。これにより、再生可能エネルギーの普及を促進します。

○FIP

「再生可能エネルギーの差額補助制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を市場で売る際に、基準価格と市場価格の差額を補助金として受け取る制度です。市場取引が基本となります。

○GX

「グリーントランスフォーメーション」は、経済や社会全体で温室効果ガスの排出を大幅に減らし、持続可能な社会を実現するための変革です。再生可能エネルギーの利用拡大、省エネ技術の導入、脱炭素化を進めることで、環境に優しい産業や生活スタイルを推進します。

○GX推進法

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」は、2050年カーボンニュートラルを達成しながら、産業競争力と経済成長を同時に実現することを目的としています。この法律は、GX推進戦略の策定、GX経済移行債の発行、カーボンプライシングの導入、GX推進機構の設立、進捗評価と必要な見直しの5点を定めています。

○GX脱炭素電源法

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーやその他の脱炭素電源の導入を推進することを目的としています。具体的には、再生可能エネルギーの利用拡大や新技術の開発支援、電力市場の整備などを進め、クリーンエネルギーの普及を促進します。

○HEMS

家庭のエネルギー管理システムで、センサーやIT技術を使って電力使用量を見える化し、節電や機器の制御を行います。

○IPCC

「気候変動に関する政府間パネル」は、地球温暖化の影響や対策を評価するため、国連環境計画と世界気象機関によって設立された組織です。

○J-クレジット

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂削減量や森林管理によるCO₂吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

○NDC

「国が決定する貢献」を意味し、パリ協定に基づく各国の温室効果ガス削減目標です。全ての国が5年ごとに提出・更新することが義務付けられています。日本では、2050年カーボンニュートラルをめざし、2030年度までに2013年度比で46%削減を目標にしています。

○PDCAサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4段階を繰り返して業務を改善する手法です。

○SDGs

2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」のことです。2030年までに達成をめざし、17の目標があります。

○TCFD

「気候関連財務開示タスクフォース」は、企業が気候変動によるリスクや機会を分析し、情報を開示することを促す国際的な枠組みです。これにより、金融市場の安定化を図ります。

○ZEB・ZEH

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）はエネルギー収支がゼロ以下の建物、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）はエネルギー収支がゼロ以下の家を意味します。省エネと創エネでエネルギー消費量を実質ゼロにします。

【あ行】

○愛する地球のために約束する協定

草津市では、地球温暖化防止に地域をあげて取り組むため、「愛する地球のために約束する草津市条例」を2008年4月に施行しています。地球温暖化を防ぐため、市民・事業者・団体等が自ら進んでできる取組について、市と協定を結んでいます。

○一酸化二窒素

「温室効果ガス」の一つで、燃焼や窒素肥料などから排出され、地球温暖化に影響を与えます。

○エシカル消費

社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。

○エネルギー起源CO₂

石炭や石油などの化石燃料を燃焼してエネルギーを作るときに排出される二酸化炭素のことです。

○温室効果ガス

地表から放射された赤外線を吸収し、温室効果をもたらす気体のことです。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどがあります。

○温対法

「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、地球温暖化対策を進めるための法律です。政府はこの法律に基づき、温室効果ガス削減のための総合計画を策定し、目標達成のための具体的な対策を行います。

【か行】

○カーボン・オフセット

温室効果ガスの排出を、植林や再生可能エネルギー事業などで埋め合わせる考え方です。排出削減分をクレジット化し、売買することが一般的です。

○カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることを意味します。完全に排出をゼロにするのは難しいため、排出した分を植林などで吸収したり、技術で除去したりして、差し引きゼロ（正味ゼロ、ネットゼロ）にすることで「ニュートラル（中立）」の状態にします。

○カーボンプライシング

企業などが排出する二酸化炭素（CO₂）に価格を付けることで、排出量を減らすための手法です。日本では「地球温暖化対策税」や「石油石炭税」がこれに該当します。経済成長と脱炭素を同時に達成するための「成長志向型カーボンプライシング構想」が具体化され、GX推進法のもとで「化石燃料賦課金」等の新しい制度が導入されます。

○環境教育

環境保全についての理解を深めるために行われる教育です。持続可能な成長を進めるため、学校や企業などで環境に関する活動や協力が行われます。

○環境マネジメントシステム

事業組織が環境保全のための行動を計画・実行・評価し、改善する一連の手続きを指します。環境方針や目標を定め、それを実行し、評価・改善を繰り返します。

○カンクン合意

2010年の国連気候変動会議で採択された地球温暖化対策の国際的枠組みです。温室効果ガスの排出削減や気候変動の影響を受けやすい国への支援を強化することをめざします。

○気候変動枠組条約

地球温暖化対策の国際条約で、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を目的としています。1994年に発効し、京都議定書やパリ協定が採択されています。

○気候変動適応法

地球温暖化の影響に備えるための法律です。生活や経済、自然環境に対する長期的な影響を緩和するための適応策を推進します。

○京都議定書

1997年に京都で開催された国連気候変動会議で採択された温暖化対策の国際的枠組みです。先進国に対して、2008年から2012年までの間に温室効果ガスの排出量を削減する具体的な目標を設定しました。各国はこの目標を達成するために様々な対策を実施します。

○グリーンインフラ

自然環境の機能を活用して、持続可能で魅力ある地域づくりを進める考え方です。生物の生息環境の提供や気温上昇の抑制などの効果があります。

○グリーン購入

環境に優しい製品やサービスを優先的に購入することです。

○現状すう勢

追加的な対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量のことを指します。BAU (Business as Usual) とも呼ばれます。

【さ行】

○三フッ化窒素

半導体や液晶基板の洗浄に使用される温室効果ガスで、地球温暖化係数が非常に高いです。

○再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても再生が可能なエネルギーです。

○再生可能エネルギー熱

太陽熱、バイオマス熱、地中熱などの自然界の熱を利用する設備の総称です。

○次世代自動車

電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車など、環境負荷の低い自動車です。

○循環型社会

資源が繰り返し使用され、環境への負荷が最小限に抑えられる社会のことです。

○食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。資源の有効活用や環境負荷の軽減のため、食品ロスを減らすことが重要です。

○生物多様性

多様な生物の存在とそのつながりを指します。生態系、種、遺伝子のレベルで構成され、人間活動による影響で危機にさらされています。

○ゼロカーボンアクション30

日常生活における脱炭素につながる行動を30の指標で整理したものです。

○ゼロカーボン・ドライブ

再生可能エネルギーを使った電気自動車や燃料電池自動車を活用し、走行時の二酸化炭素排出量をゼロにすることです。

○ソーラーシェアリング

農地に太陽光発電設備を設置し、農業と発電を両立させる取組です。

○卒FIT

FIT制度の買取期間が終了した太陽光発電設備のことです。卒FIT後は買取価格が低くなるため、自家消費や蓄電池の活用が望まれます。

【た行】

○脱炭素

二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させ、排出量を実質ゼロにする取組です。

○脱炭素型ライフスタイル

気候変動への影響を小さくする持続可能なライフスタイルのことです。

○脱炭素社会

温室効果ガスの排出を抑え、吸収・回収を推進することで、排出量を実質的にゼロとする社会のことです。

○脱炭素先行地域

地球温暖化を防ぐために、他の地域よりも早く温室効果ガスの削減に取り組む地域のことです。この地域では、再生可能エネルギーの利用や省エネ技術の導入を進め、環境に優しい生活や産業をめざします。他の地域の模範となる取組を行います。

○地球温暖化

産業革命以降、人間活動により温室効果ガスが増加し、地球全体の気温が上昇する現象です。

○地球温暖化対策推進法

地球温暖化対策を進めるために制定された法律です。

○地球温暖化係数

温室効果ガスの温暖化の影響を二酸化炭素を基準に示した値です。例えば、メタンは二酸化炭素の25倍の温暖化効果があります。

○地方公共団体実行計画（区域施策編）

地域ごとに温室効果ガスの削減やエネルギーの節約を進めるための具体的な計画です。自治体を中心となって、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入、環境教育などを行い、地域全体で環境保護に取り組みます。

○地方公共団体実行計画（事務事業編）

地方自治体が自らの業務で温室効果ガス削減を進めるための計画です。具体的には、庁舎の省エネ対策、公用車のエコカー化、廃棄物の減量などを実施します。自治体が率先して環境に優しい活動を行い、地域全体の模範となることをめざします。

○低炭素社会

CO₂排出量を削減することを実現した社会です。脱炭素社会はCO₂排出量をゼロにすることを目指している一方、低炭素社会では減らすことを目標としています。

○電力排出係数

電力1kWhを発電する際に排出される二酸化炭素の量です。電力使用量に電力排出係数を乗じて二酸化炭素排出量を計算します。

【は行】

○バイオマス

植物など再生可能な生物由来の有機資源を指します。燃焼時の二酸化炭素は光合成で固定されたものであり、カーボンニュートラルとされます。

○排出係数

電力や燃料の単位消費量あたりの温室効果ガス排出量です。

○ハイドロフルオロカーボン類

温室効果ガスの一つで、オゾン層を破壊しないためフロン¹の代替物質として使用されます。地球温暖化係数が高いです。

○パーフルオロカーボン類

温室効果ガスの一つで、空調機の冷媒などに使用されます。大気に残存する期間が長く、地球温暖化係数が非常に高いです。

○パリ協定

2020年以降の温暖化対策の国際的枠組みで、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃以下に抑え、1.5℃をめざします。各国は削減目標を提出し、達成のための対策を行います。

○非エネルギー起源CO₂

原材料として使用する工業プロセスや廃棄物の焼却から生じる二酸化炭素です。

【ま行】

○メタン

温室効果ガスの一つで、地球温暖化係数は二酸化炭素の25倍です。水田や家畜、天然ガスの生産などから放出されます。

【ら行】

○レジリエンス

災害などの困難な状況に対して、柔軟に対応し、迅速に回復する力を指します。災害対策では、建物やインフラを強化し、被害を受けた後でも速やかに元の状態に戻るための準備や仕組みを整えることが重要です。

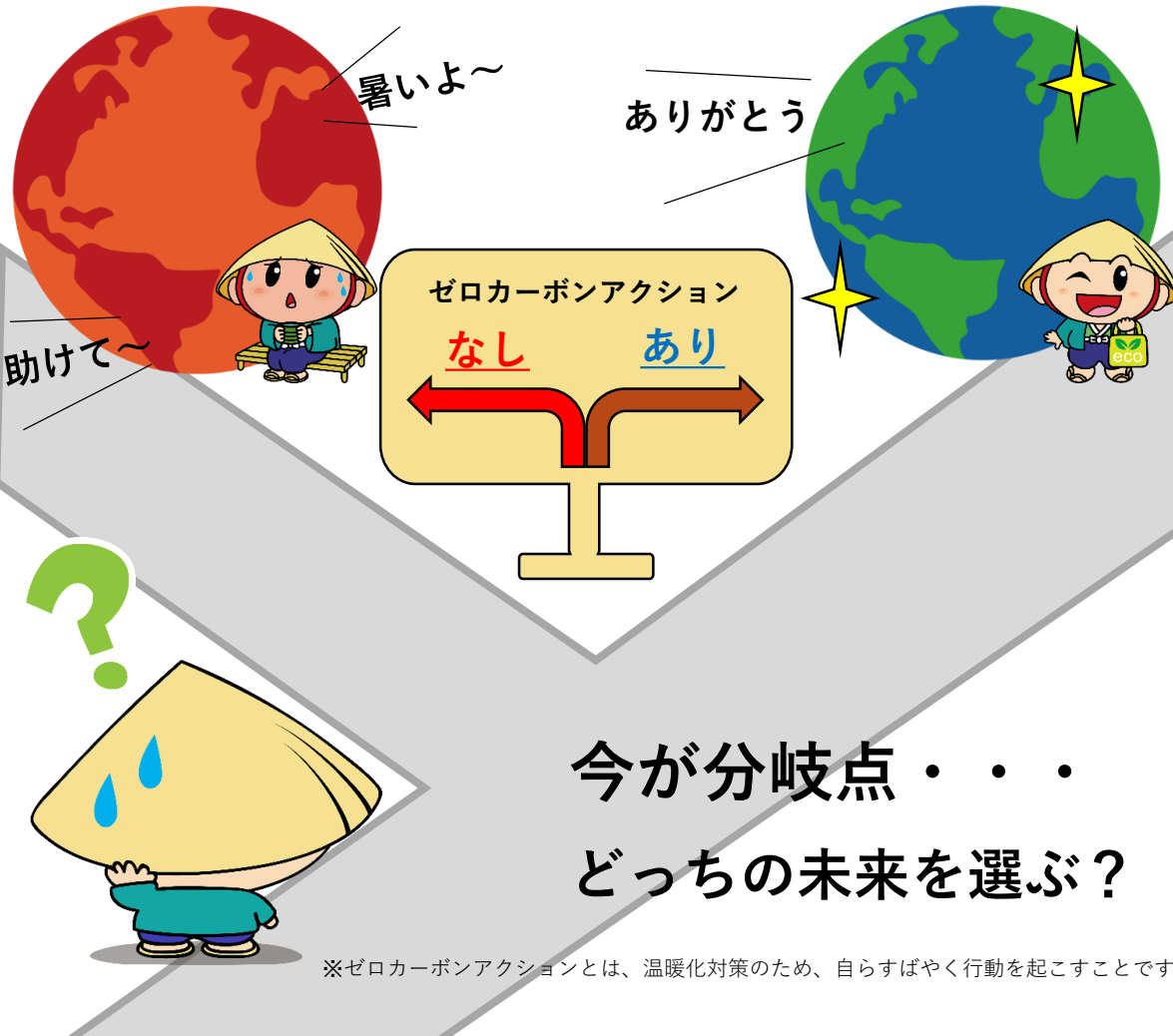
○六フッ化硫黄

温室効果ガスの一つで、フロンガスに代わる代替フロンや絶縁体として使用されます。地球温暖化係数が非常に高いです。

【わ行】

○ワンウェイ・プラスチック

一度だけ使われて廃棄される使い捨てプラスチック製品のことです。

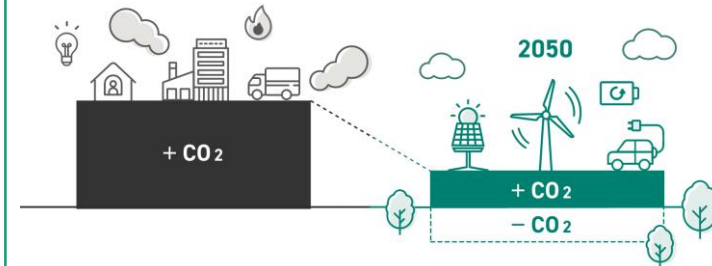


※ゼロカーボンアクションとは、温暖化対策のため、自らすばやく行動を起こすことです。

いま、温暖化がすすみ、
私たちの未来が危ぶまれています。
ただちに行動を起こし、
自分たちの未来を守ろう！

**草津市はゼロカーボンシティ
をめざしています！**

<ゼロカーボン（カーボンニュートラル）イメージ図>



出展：環境省ホームページ「脱炭素ポータルサイト」



草津市 環境経済部 温暖化対策室
Tel 077-561-6581 FAX 077-561-6584 Email ondanka@city.kusatsu.lg.jp

